

# フランスの選挙制度及び政治家等の資産公開制度の改革

海外立法情報課 服部 有希

## 【目次】

はじめに

### I 被選挙権に関する改正

- 1 被選挙権年齢の引下げ
- 2 国民議会議員選挙の被選挙権の欠格事由
- 3 その他の選挙の被選挙権に関する改正点

### II 選挙運動費用に関する改正

- 1 選挙運動費用に関する制度の概要
- 2 選挙運動費用に関する改正点

### III 国民議会の在外フランス人代表議員の選挙

- 1 投票に関する規定
- 2 被選挙権及び選挙運動

### IV 資産公開制度に関する改正

- 1 資産状況の届出の概要
- 2 資産状況の届出に関する改正点

おわりに

翻訳：選挙法典（抄）

政治活動の資金等の透明性に関する 1988 年 3 月  
11 日の法律第 88-227 号（抄）

はじめに

2008 年 7 月 23 日、フランス第 5 共和制にお

いて過去最大規模と言われる憲法改正が行われた<sup>(1)</sup>。この改正により、在外フランス人が選出する議員（以下「在外フランス人代表」）の議席が、下院の国民議会に設けられることとなった（憲法第 24 条第 5 項）。在外フランス人代表の議席は、これまで上院の元老院にのみ設けられていた。

この新たな選挙制度の詳細を定めるために、2009 年 7 月 29 日に 2 つのオルドナンス<sup>(2)</sup>が制定された。1 つは、国民議会議員選挙の選挙区割を変更し、在外フランス人代表に 11 議席を割り当てるためのオルドナンス第 2009-935 号<sup>(3)</sup>であり、もう 1 つは、選挙法典に国民議会議員における在外フランス人代表に関する規定を追加するオルドナンス第 2009-936 号<sup>(4)</sup>である。

これらのオルドナンスの制定に伴い、国民議会議員選挙全般に関する規定の見直しも行われることとなり、2009 年 7 月 29 日に、主に国民議会議員選挙に関する選挙法典の規定を改正する組織法律<sup>(5)</sup>の法案が政府から国民議会に提出された。また、2009 年 8 月 25 日には、オルドナンス第 2009-935 号とオルドナンス第 2009-936 号をそれぞれ承認するための 2 つの法案が提出された。これらの 3 法案のうち、オルドナ

(1) 憲法改正の詳細については、次を参照。三輪和宏「2008 年 7 月 23 日のフランス共和国憲法改正」『外国の立法』No.240, 2009.6, pp.139-168. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000080\\_po\\_024003.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000080_po_024003.pdf?contentNo=1)> 以下、インターネット情報は、2012 年 8 月 31 日現在である。

(2) オルドナンス (ordonnance) とは、議会の授権に基づき政府が行う行政立法である。オルドナンスには、授権期間が定められており、期間満了により失効する。失効を回避するためには、政府は、このオルドナンスの追認のための法律案を議会に提出しなければならない。追認のための法律案が議会で承認されれば、オルドナンスは法律としての効力を有するに至る。

(3) Ordonnance n° 2009-935 du 29 juillet 2009 portant répartition des sièges et délimitation des circonscriptions pour l'élection des députés.

(4) Ordonnance n° 2009-936 du 29 juillet 2009 relative à l'élection de députés par les Français établis hors de France.

(5) 組織法律 (loi organique) は、憲法と通常法律の中間に位置する法律で、公権力の組織と運営の態様を定めるものである。

ンス第 2009-935 号を承認する法案は、2010 年 2 月 23 日に、法律第 2010-165 号<sup>(6)</sup>として制定された。その後、残る 2 法案の審議過程で、国民議会議員選挙以外の選挙を含めた選挙法典の簡素化を求める声が高まった。そこで、2010 年 5 月 31 日に、選挙法典の簡素化及び政治家等の資産公開制度に関する法案が追加して国民議会に提出された。

この追加された法案を含む 3 法案は、同時に審議され、2011 年 4 月 14 日に、次の 3 つの法律として制定された。

- ・ 国民議会議員及び元老院議員選挙に関する 2011 年 4 月 14 日の組織法律第 2011-410 号<sup>(7)</sup>(以下「組織法律第 2011-410 号」)
- ・ フランス国外に居住するフランス国民による国民議会議員選挙に関する 2009 年 7 月 29 日のオルドナンス第 2009-936 号を承認する 2011 年 4 月 14 日の法律第 2011-411 号<sup>(8)</sup>(以下「法律第 2011-411 号」)
- ・ 選挙法典の諸規定の簡素化及び政治活動の資金等の透明性に関する 2011 年 4 月 14 日の法律第 2011-412 号<sup>(9)</sup>(以下「法律第 2011-412 号」)

組織法律第 2011-410 号は、国民議会議員選挙を中心に、被選挙権及び選挙運動費用に関す

る選挙法典等の規定を改正する。法律第 2011-411 号は、オルドナンス第 2009-936 号を承認するとともに、選挙法典の一部を改正する。法律第 2011-412 号は、前半で、各選挙の被選挙権及び選挙運動費用に関する規定を中心に選挙法典を改正し、後半で、政治家等の資産公開制度に関して、政治活動の資金等の透明性に関する 1988 年 3 月 11 日の法律第 88-227 号(以下「法律第 88-227 号」)<sup>(10)</sup>を改正する。

今回の改正は、前述の国民議会における在外フランス人代表に関する制度を整備する他に、選挙制度の不備を改正するという重要な目的を持っている。

大きな不備の 1 つは、選挙法典に収録されていない重要な法令が存在するという点<sup>(11)</sup>である。選挙法典には、国民議会議員選挙、元老院議員選挙、州議会議員選挙、県議会議員選挙及び市町村議会議員選挙に関する規定は置かれているが、大統領選挙や欧州議会議員選挙に関する規定は法典に収録されていない。大統領選挙は、1962 年 11 月 6 日の法律第 62-1292 号で規定され、欧州議会議員選挙は、1977 年 7 月 7 日の法律第 77-729 号で規定されている。また、政治家等の資産公開制度や政治活動資金の規制に関する規定は、国民議会議員及び元老院議員

(6) Loi n° 2010-165 du 23 février 2010 ratifiant l'ordonnance n° 2009-935 du 29 juillet 2009 portant répartition des sièges et délimitation des circonscriptions pour l'élection des députés.

(7) Loi organique n° 2011-410 du 14 avril 2011 relative à l'élection des députés et sénateurs.

(8) Loi n° 2011-411 du 14 avril 2011 ratifiant l'ordonnance n° 2009-936 du 29 juillet 2009 relative à l'élection de députés par les Français établis hors de France.

(9) Loi n° 2011-412 du 14 avril 2011 portant simplification de dispositions du code électoral et relative à la transparence financière de la vie politique. なお、本誌 248-2 号の拙稿(服部有希「選挙運動費用及び政治活動の資金的・金銭的透明性に関する法律」『外国の立法』248-2, 2011.8, pp.14-15.)では、この法律名を「選挙法典の諸規定の簡素化及び政治活動の資金的・金銭的透明性に関する 2011 年 4 月 14 日の法律第 2011-412 号」と訳したが、同法律の内容をふまえ、さらに、資産公開と政治資金の透明性の両方について定める 1988 年 3 月 11 日の法律第 88-227 号の法律名を考慮し、本稿では、本文のとおり改めた。

(10) Loi n° 88-227 du 11 mars 1988 relative à la transparence financière de la vie politique. なお、この法律は、政治家等の資産公開制度だけでなく、政治活動資金の規制についても定めている。

(11) 法典 (code) は、同一の法分野に属する法律及び命令の集合体である。フランスでは法典の編纂が進められており、過去の主要な法令の大部分は、法典の一部として収録され整理されている。また、新しく制定される法令は、法典を改正する改正法の形をとることが多い。しかし、単独の法律又は命令として存在するものも依然として存在する。

については選挙法典で、欧州議会議員、地方議員等については法律第 88-227 号で、大統領については 1962 年 11 月 6 日の法律第 62-1292 号でそれぞれ規定されている。このように、本来、選挙法典に収録すべき規定が、いまだに個別の法律として存在している。これらの個別の法律の規定の中には、選挙法典の中の別の選挙に関する規定を適用するように指示するものもあるため、選挙に関する法体系は、複雑なものとなっている<sup>(12)</sup>。

今回の改正では、大統領選挙及び欧州議会議員選挙に関する規定の選挙法典への収録という根本的な課題は解決されなかったが、選挙制度の簡素化に重点が置かれ、各選挙の規定の統一性が確保されることとなった。具体的には、被選挙権や選挙運動費用等に関する規定のうち、各選挙に共通の制度であるにもかかわらず、合理的な理由もなく内容が異なっていた規定内容が統一された。また、内容が古く、現状にそぐわない規定や、候補者の手続に関して、混乱を招くような規定も改正された。

本稿では、国民議会議員選挙の制度を中心に解説し、必要に応じて、大統領選挙、欧州議会議員選挙、元老院議員選挙、州議会議員選挙、県議会議員選挙及び市町村議会議員選挙の制度について触れる。なお、今回の改正では、コルシカ議会や海外領土の議会の選挙に関する規定も改正されているが、これは、割愛する。

本稿の構成は、第 I 章が被選挙権に関する規定、第 II 章が選挙運動費用に関する規定、第 III 章が国民議会における在外フランス人代表

の議席に関する規定、第 IV 章が資産公開制度に関する規定の解説である。また、本稿末尾に、組織法律第 2011-410 号、法律第 2011-411 号、法律第 2011-412 号及びオルドナンス第 2009-936 号による改正部分を中心に、選挙法典及び法律第 88-227 号の抄訳を付す。なお、本稿で記載する条文番号は、断りが無い限り選挙法典の条文番号である。

## I 被選挙権に関する改正

### 1 被選挙権年齢の引下げ

フランスの選挙権年齢は、満 18 歳である。これに対して、被選挙権年齢は、選挙によって異なる。今回、組織法律第 2011-410 号により、一部の選挙の被選挙権年齢が引き下げられた。

まず、国民議会議員選挙の被選挙権年齢は、満 23 歳から満 18 歳に引き下げられた (LO. 第 127 条)<sup>(13)</sup>。大統領選挙及び欧州議会議員選挙には、この LO. 第 127 条の規定が適用されるため、これら 2 つの選挙の被選挙権年齢も満 18 歳となった。また、元老院議員選挙の被選挙権年齢は、満 30 歳から満 24 歳に引き下げられた (LO. 第 296 条)。これ以外の選挙の被選挙権年齢に変更はない。

これにより、被選挙権年齢は、大統領選挙、欧州議会議員選挙、国民議会議員選挙、州議会議員選挙、県議会議員選挙及び市町村議会議員選挙がすべて満 18 歳、元老院議員選挙が満 24 歳となった (表参照)。

(12) Patrice Gérard, *Sénat Rapport*, N° 311, 2011, pp.12-13.

(13) 改正前の LO. 第 127 条には、被選挙権年齢は満 23 歳以上であると規定されていた。しかし、改正により具体的な年齢に関する規定が削られ、被選挙権を得る条件は、選挙権を有することとされた。選挙権を得る条件は、満 18 歳以上であり (L. 第 2 条)、また、選挙権を有する者は、立候補することができるかと規定されている (L. 第 44 条)。

表 主要な選挙の選挙権年齢及び被選挙権年齢

	選挙権年齢	被選挙権年齢	
		改正前	改正後
州議会議員選挙	満 18 歳	満 18 歳	満 18 歳
県議会議員選挙			
市町村議会議員選挙			
大統領選挙		満 23 歳	満 24 歳
欧州議会議員選挙			
国民議会議員選挙		満 30 歳	満 24 歳
元老院議員選挙			

(出典) 筆者作成。

## 2 国民議会議員選挙の被選挙権の欠格事由

今回の主な改正点の1つは、国民議会議員選挙に関する特定の帰責事由による被選挙権の欠格期間の変更、被選挙権の欠格事由の整理等である。

### (1) 被選挙権の欠格期間

従来、候補者の責に帰すべき特定の事由による国民議会議員選挙の被選挙権の欠格期間は、一律で1年間であった。これが改正され、帰責事由の重大性に応じて、3年以下の範囲内で柔軟に決定できるようになった (LO. 第 128 条)。改正後の規定は、次のとおりである。

- (a) 被選挙権の欠格期間が3年以下となる場合
- ・ 選挙運動費用の限度額を超過したとき
  - ・ 所定の期限までに選挙運動費用収支報告書 (compte de campagne) を提出しなかったとき
  - ・ 不正行為の意思があり、又は選挙運動資金に関する規則に対する特に重大な違反

がある場合において、選挙運動費用収支報告書の受理を拒否されたとき (以上、L. 第 118-3 条及び LO. 第 136-1 条)

- ・ 投票の真正性を損なう欺罔行為を行ったとき (L. 第 118-4 条及び LO. 第 136-3 条)
- (b) 被選挙権の欠格期間が一律1年間となる場合
- ・ LO. 第 135-1 条に規定する財産に関する届出を提出していないとき (LO. 第 136-2 条)

上述の被選挙権の欠格期間に関する決定は、司法機関が行う。担当する司法機関は、各選挙に応じて異なり、国民議会議員選挙については憲法院が行う<sup>(14)</sup>。憲法院は、被選挙権の欠格を宣告された者が当選している場合、その当選を無効とするか、又は職権により辞職を宣告する。

### (2) その他の被選挙権の欠格事由

上述の事由以外に、次の者は、被選挙権を有しない。

(14) 選挙に関する不服の訴えを受ける司法機関は、次のとおりである。県議会議員選挙 (L. 第 222 条から L. 第 223-1 条まで) 及び市町村議会議員選挙 (L. 第 248 条から L. 第 251 条まで) については、第 1 審が地方行政裁判所 (tribunal administratif)、第 2 審かつ終審がコンセイユ・デタ (Conseil d'État) (行政裁判所であると同時に、法律問題に関する政府からの諮問に応じる諮問機関)。欧州議会議員選挙 (法律第 77-729 号第 25 条) 及び州議会議員選挙 (L. 第 361 条から L. 第 363 条まで) については、第 1 審かつ終審がコンセイユ・デタ。大統領選挙 (憲法第 58 条、第 7 条及び法律第 62-1292 号第 3 条 III)、国民議会議員選挙 (憲法第 59 条及び LO. 第 179 条から LO. 第 189 条まで) 及び元老院議員選挙 (憲法第 59 条及び LO. 第 325 条) については、第 1 審かつ終審が憲法院。

- ・ 後見<sup>(15)</sup>又は保佐<sup>(16)</sup>を受ける成年者 (LO. 第 129 条)
- ・ 権利擁護官<sup>(17)</sup>、権利擁護官の補佐官及び拘禁施設総監督官<sup>(18)</sup> (LO. 第 130 条)
- ・ 国民役務法典<sup>(19)</sup>に基づき課せられる義務を果たしたことを証明できない者 (LO. 第 131 条)
- ・ 地方 (県等) の長官<sup>(20)</sup>は、投票日までの 3 年間にその職務を現に行い、又はかつて行っていた管轄区域に含まれる選挙区において被選挙権を有しない (LO. 第 132 条)。
- ・ LO. 第 132 条 II に列挙する職に就いている者 (詳細は末尾の翻訳参照) は、投票日までの 1 年間にその職務を現に行い、又はかつて行っていた管轄区域に含まれる選挙区において被選挙権を有しない (LO. 第 132 条)。

これらの規定に関しては、大きな改正はなく、制度上すでに存在しない職務に関する規定等が

削られるなどして、規定の整理が実施された。

### 3 その他の選挙の被選挙権に関する改正点

組織法律第 2011-410 号、法律第 2011-411 号、法律第 2011-412 号によるその他の選挙に関する規定の主な改正点は、次のとおりである。

元老院議員選挙の被選挙権については、被選挙権年齢を除き、今回改正された国民議会議員選挙の規定が適用される (LO. 第 296 条)。州議会議員選挙、県議会議員選挙及び市町村議会議員選挙については、国民議会議員選挙の解説の(1)の(a)にある被選挙権の欠格に関する規定と同様の規定が置かれた (L. 第 45-1 条及び L. 第 341-1 条)。

## II 選挙運動費用に関する改正

### 1 選挙運動費用に関する制度の概要

すべての選挙の候補者は、選挙資金団体又は

(15) 後見 (tutelle) は、ある者が本人の利益を保護する能力に欠ける場合に、その人格及び財産を保全するための保護制度である。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会, 2002, p.607.

(16) 保佐 (curatelle) は、重要な民事的行為を行う際に、浪費、不節制、怠惰又は知的若しくは肉体的能力の衰調を理由として補佐又は監督を受けることが必要な成年者に対して実施される。同上, p.138.

(17) 権利擁護官 (defenseur des droits) は、人権に関するオンブズマンで、国の機関、地方公共団体等の公役務の任務を与えられた機関が、権利と自由を尊重しているかどうかを監視し、これらの機関から人権侵害等を受けた者の申立てを受けることができる。権利擁護官は、6年の任期で、大統領が任命する (憲法第 71-2 条)。権利擁護官の下には、児童の権利保護、安全保障に関わる者 (警察等) の職業倫理並びに差別対策及び平等の推進をそれぞれ担当する 3 名の補佐官が置かれる。3 名の補佐官は、首相が任命する (組織法律第 2011-333 号第 11 条)。Loi organique n° 2011-333 du 29 mars 2011 relative au Défenseur des droits.

(18) 拘禁施設総監督官 (contrôleur général des lieux de privation de liberté) は、大統領により任命され、拘禁施設において非人道的取扱い等の人権侵害が行われていないかを監督する者である。拘禁施設総監督官については、次を参照。鈴木尊紘「フランスにおける拘禁施設虐待防止法制—警察留置場から精神病院までの人権保護—」『外国の立法』No.239, 2009.3, pp.4-18. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000122\\_po\\_023901.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000122_po_023901.pdf?contentNo=1)>

(19) 国民役務 (service national) とは、フランス市民に課せられる義務であり、フランス市民は一定期間、兵役又はその代替としての非軍事的な役務である民間役務 (service civil) に従事しなければならなかった。しかし、この制度は、2001 年までにすべて停止された (あくまで廃止ではなく停止であり、復活させることは可能である)。現在、国民役務法典に基づきフランス市民に課せられる義務には、16 歳になった時点で、戸籍、家族上状況等を役場に届け出る調査登録 (recensement)、調査登録後から 18 歳までに受講する国防に関する教育研修である市民国防の日 (journée défense et citoyenneté) 等がある。門彬「フランス 徴兵制度の廃止と軍備計画」『外国の立法』No.210, 2001.10, pp.167-172.

(20) 長官 (préfet) は、地方における国の出先機関の長である。"préfet" は、かつては地方の行政機関の長を指していたことがあり、その名残で「知事」と訳される場合もあるが、現在の制度上は、あくまで国の行政機構に属する機関を指すため、ここでは「長官」と訳した。

会計代理人を届け出る必要がある（L. 第 52-4 条）。選挙資金団体又は会計代理人は、候補者に代わり選挙運動費用を管理する。選挙運動費用は、選挙運動用に開設される 1 つの口座により管理される。この口座には、選挙資金団体又は会計代理人による金銭取引がすべて記載される（L. 第 52-6 条）<sup>(21)</sup>。ただし、少額の費用であれば、この口座を介さずに、候補者が直接支払うこともできる<sup>(22)</sup>。

選挙運動費用の収支は、選挙運動費用収支報告書に記載される。記載内容は、前述の口座に記載される収支、候補者が直接支払った費用、政党や政治団体が候補者のために支払った費用、選挙運動費用に計上すべき現物による協力（選挙運動に利用される候補者個人の財物、政党の通常の活動の範囲内で候補者に行われる支援、自然人による無償の協力等<sup>(23)</sup>）の評価額等である（L. 第 52-12 条）<sup>(24)</sup>。

選挙運動費用収支報告書を提出しなければならない者は、次に掲げる選挙の候補者又は候補者名簿の筆頭候補者である（なお、コルシカや海外領土の議会の議員も提出義務者に含まれるが、解説は割愛する）。

- ・ 大統領選挙（法律第 62-1292 号第 3 条 II

に基づき L. 第 52-12 条を適用）

- ・ 欧州議会議員選挙（法律第 77-729 号第 2 条の適用に基づき L. 第 52-12 条を適用）
- ・ 国民議会議員選挙（L. 第 52-12 条）
- ・ 州議会議員選挙（L. 第 335 条に基づき L. 第 52-12 条を適用）
- ・ 人口 9,000 人以上の選挙区の県議会議員選挙（L. 第 52-12 条）
- ・ 人口 9,000 人以上<sup>(25)</sup>の市町村における市町村議会議員選挙（L. 第 52-12 条）

選挙運動費用収支報告書の提出先は、選挙運動費用収支報告書及び政治資金全国委員会（Commission nationale des comptes de campagne et des financements politiques : CNCCFP）<sup>(26)</sup>である。CNCCFP は、選挙運動費用収支報告書の受理及び審査、候補者に対する選挙運動費用の償還額の決定等を実施する委員会である（L. 第 52-15 条）。

選挙運動費用収支報告書を提出した者には、国庫から選挙運動費用の一部が償還される。償還額は、欧州議会議員選挙、国民議会議員選挙、元老院議員選挙、州議会議員選挙、県議会議員選挙及び市町村議会議員選挙については、選挙法典 L. 第 52-11 条で定める選挙運動費用支出

(21) Commission nationale des comptes de campagne et des financements politiques, *Guide du candidat et du mandataire*, 2012, p.13. <[http://www.cnccfp.fr/docs/campagne/cnccfp\\_2012\\_Guide\\_candidat\\_et\\_mandataire\\_20120327.pdf](http://www.cnccfp.fr/docs/campagne/cnccfp_2012_Guide_candidat_et_mandataire_20120327.pdf)>

(22) *ibid.*, p.17.

(23) *ibid.*, pp.54-55.

(24) 詳細は、CNCCFP のサイトにある選挙運動費用収支報告書の書式 (Formulaire de compte de campagne et annexes) を参照。C.N.C.C.F.P., *Documents applicables aux comptes de campagne des candidats aux prochains scrutins nationaux, à l'exception de l'élection présidentielle, et aux élections partielles (documents actualisés 2011)*. <<http://www.cnccfp.fr/index.php?art=732>>

(25) 9,000 人という人口に関する規定は、L. 第 52-4 条第 5 項に基づくものである。選挙運動費用収支報告書の提出義務に関する L. 第 52-12 条は、L. 第 52-11 条に規定する選挙運動費用限度額の規定に従う者に適用されるが、L. 第 52-11 条は、L. 第 52-4 条が適用される者に適用される。したがって、L. 第 52-12 条が適用される者には、L. 第 52-4 条第 5 項も適用される。

(26) 法律第 90-55 号 (Loi n° 90-55 du 15 janvier 1990 relative à la limitation des dépenses électorales et à la clarification du financement des activités politiques) に基づき 1990 年 6 月 19 日に設置された。CNCCFP は、独立行政機関 (Autorité administrative indépendante : AAI) である (選挙法典 L. 第 52-14 条)。AAI は、公権力等から独立して、所管分野に関する指示や勧告を行うことができる。

限度額の47.5%<sup>(27)</sup>である。ただし、この償還額は、選挙運動費用収支報告書に記載される候補者が個人的に支出した額を超えることはできない。また、得票数が有効投票数の5%未満（欧州議会議員選挙については、3%未満（法律第77-729号第2条））の候補者には償還されない（L.第52-11-1条）。これとは異なり、大統領選挙の選挙運動費用償還額は、第1回投票については、各候補者に対して、選挙運動費用支出限度額の4.75%が償還される。さらに、第2回投票については、得票数が有効投票数の5%以上の者に対して、選挙運動費用支出限度額の47.5%が、選挙運動費用収支報告書に記載される候補者が個人的に支出した額を限度として、償還される<sup>(28)</sup>（法律第62-1292号第3条V）。

## 2 選挙運動費用に関する改正点

今回の法律による主な改正点は、次のとおりである。

### (1) 選挙運動費用収支報告書に関する改正

得票数が有効投票の1%未満の者は、選挙運動費用収支報告書の提出義務を免除される。これは、選挙運動費用収支報告書を提出しても選挙運動費用の償還を受けられない低得票数の候補者の負担を軽減すると共に、選挙運動費用収支報告書を受理するCNCCFPの負担も軽減するための改正である。ただし、得票数1%未満であっても、個人献金を受けた場合には、選挙運動費用収支報告書を提出しなければならない（L.第52-12条）。なお、大統領選挙の候補者はすべて、選挙運動費用収支報告書を提出しなければならない（法律第62-1292号第3条II）。この点は、従来どおりであるが、組織法律第

2011-410号第22条により、法律第62-1292号に改めて明確に規定された。

### (2) 選挙資金団体又は会計代理人の届出に関する改正

候補者は、今後、立候補の届出の際に、選挙資金団体又は会計代理人を指名したことを証明する書類の提出が必要となった。これは、これまで、選挙資金団体又は会計代理人を指名しなかったことを理由として報告書の受理を拒否されるケースが多かったためである（選挙法典L.第154条、L.第210-1条、L.第265条、L.第347条及び法律第77-729号第10条）。

### (3) 選挙運動費用に関する改正点

これまで、大統領選挙以外の選挙について、CNCCFPは、選挙運動費用収支報告書に関する不正があった場合には、報告書の受理を拒否するという選択肢しかなかった。この場合、選挙運動費用は当然償還されない。一方、大統領選挙については、選挙運動費用収支報告書に関する不正の程度に応じて、選挙運動費用の償還額を減額するという措置を採ることができる（法律第62-1292号第3条V）。今回の改正により、CNCCFPは、選挙運動費用収支報告書の受理が拒否されるまでには至らない軽微な不正があった場合には、大統領選挙と同様に、不正の数及び重大性に応じて選挙運動費用の償還額を減額することができるようになった（L.第52-11-1条）。これは、一種の金銭的制裁である<sup>(29)</sup>。

また、これまで、元老院議員選挙については、選挙運動費用が比較的少額であったことから、選挙運動費用の支出限度額がなかった。しかし、近年、元老院議員選挙の選挙運動費用が増加傾

(27) 以前は50%であったが、2012年予算法第112条により、47.5%に引き下げられた。

(28) 以前は、第1回投票の償還額の割合は5%、第2回投票の償還額の割合は50%であったが、大統領選挙運動費用の償還に関する2012年2月28日の組織法律第2012-272号により、それぞれ4.75%と47.5%に引き下げられた。

(29) Gérard, *op.cit.* (12), pp.107-109.

向にあるため、支出限度額が設定されることとなった。元老院議員選挙の選挙運動費用限度額は、候補者1人あたり又は候補者名簿1つあたり10,000ユーロと規定された。ただし、この額は、選出される県の人口に応じて増額される。これに伴い、これまで元老院議員選挙については、選挙運動費用収支報告書の作成義務及び選挙運動費用の償還に関する規定が適用されていなかったが、今後は、国民議会議員選挙等と同一の規定が適用されることとなった（L. 第308-1条に基づきL. 第52-11-1条を適用）。

### Ⅲ 国民議会の在外フランス人代表議員の選挙

前述のとおり、2008年の憲法改正により、国民議会に在外フランス人代表の議席が設けられた。これに伴い、2009年7月29日に制定されたオルドナンス第2009-936号により、選挙法典にこの在外フランス人代表の議席に関する規定が追加された。法律第2011-411号は、このオルドナンスを承認するものであり、同時に、このオルドナンスにより改正された選挙法典の規定の一部を再改正するものである。今回創設された選挙制度は、後述するように、全世界を11の選挙区に分割して実施される直接選挙である。この点で、日本のように、本籍地又は出国以前の最終住所地の選挙区において投票する在外投票制度とは大きく異なる。また、元老院の在外フランス人代表選挙のように、在外フランス人により選出された選挙人団による間接選挙とも異なるものである<sup>30)</sup>。

次に、オルドナンス第2009-936号及び法律第2011-411号により定められた在外フランス人代表の選挙制度について解説する。

### 1 投票に関する規定

在外フランス人代表に割り当てられる議席数は、11である。選挙区は、世界各国を11に分けたものとなる。例えば、第1区はアメリカとカナダの2か国、第2区は中南米等の33か国で構成される（選挙法典附表1の3）。なお、すべての国民議会議員は、当選後、国民全体の代表者とみなされるが、これは在外フランス人代表についても同様である。

#### (1) 選挙制度

選挙制度は、フランス国内と同様の小選挙区2回投票制である。選挙人は、1票を選挙区の候補者に投票する。第1回投票で有効投票の過半数かつ選挙人名簿登録者数の25%以上を獲得した候補者がいれば、その者が当選となる。第1回投票で当選者が決まらない場合は、第2回投票が実施される。第2回投票に進めるのは、第1回投票で選挙人名簿登録者数の12.5%以上を獲得した候補者である。ただし、この12.5%以上という条件を満たす者が誰もいないか、又は1人しかいない場合には、上位2人が第2回投票に進む。そして、第2回投票で、最多票を獲得した候補者が当選（得票数が同数の場合は、年長者が当選）となる（L. 第123条からL. 第126条まで及びL. 第162条）。

#### (2) 選挙人名簿

選挙人名簿は、領事選挙人名簿（liste électorale consulaire）が使用される（L. 第330-2条）。領事選挙人名簿は、大統領選挙の在外投票について定める組織法律第76-97号<sup>31)</sup>に基づき作成されるものである。領事選挙人名簿に登録されるのは、次の者である（組織法律

<sup>30)</sup> 在外フランス人代表の元老院議員の議席数は、12議席である。選挙は、在外フランス人が選出する155名の在外フランス人会議（Assemblée des Français de l'étranger : AFE）の構成員を選挙人団として行う間接選挙である。

<sup>31)</sup> Loi organique n° 76-97 du 31 janvier 1976 relative aux listes électorales consulaires et au vote des Français établis hors de France pour l'élection du Président de la république.

第 76-97 号第 4 条)。

- ・ 領事館の管轄区域内に居住し、領事選挙人名簿への登録を請求した者
- ・ 領事館が管理する在外フランス人登録簿<sup>(32)</sup>に登録されている者

領事選挙人名簿は、各大使館又は各在外公館において大使又は在外公館長を委員長として設置される委員会が準備し（組織法律第 76-97 号第 6 条）、コンセイユ・デタ<sup>(33)</sup>評定官又は元評定官を委員長として外務省に設置される選挙委員会により決定される（組織法律第 76-97 号第 7 条）。

### (3) 投票日

第 1 回投票の投票日は、フランス国内における投票日の直前の日曜日である。ただし、アメリカ大陸（北中南米諸国）での第 1 回投票は、時差を考慮して、フランス国内における投票日の 2 つ前の土曜日に実施される。第 2 回投票は、第 1 回投票の 14 日後に実施される（L. 第 330-11 条）。2012 年の国民議会議員選挙は、国内の第 1 回投票の投票日が 6 月 10 日（日曜日）であったので、アメリカ大陸は 2 日（土曜日）、その他の海外は 3 日（日曜日）であり、第 2 回投票は、アメリカ大陸は 16 日（土曜日）、その他の海外と国内は 17 日（日曜日）であった。

### (4) 投票方法

投票は、大使館及び在外公館の建物等で実施される（L. 第 330-6 条）。投票方法は、通常の投票方法に加えて、国内と同様に、代理投票<sup>(34)</sup>（L. 第 71 条及び L. 第 72 条）が利用できる。

さらに、在外フランス人による選挙についてのみ、郵便投票及びインターネットによる投票（L. 第 330-13 条）を行うことが可能である。これは、投票所から遠距離に居住する在外フランス人の便宜を図るための制度である。

## 2 被選挙権及び選挙運動

### (1) 被選挙権及び被選挙権の欠格事由

国内と同様に、被選挙権は、第 1 回投票の投票日の時点で満 18 歳以上の者であって、選挙人の資格要件を満たしているものに付与される。また、被選挙権の欠格事由についても、国内と同様に適用される（本稿第 I 章 2 参照）。

ただし、フランス国内における特定の職務に関する被選挙権の欠格事由について規定する LO. 第 132 条は適用されず（LO. 第 328 条）、代わりに次のような規定が置かれている（LO. 第 329 条）。

- ・ 外交使節団の長及び在外公館の長は、投票日までの 3 年間にその職務を現に行い、又はかつて行っていた管轄区域を含む選挙区において被選挙権を有しない。
- ・ 外交使節団の副団長、在外公館の副館長等は、投票日までの 1 年間にその職務を現に行い、又はかつて行っていた管轄区域を含む選挙区において被選挙権を有しない。

### (2) 選挙運動費用の資金調達及び選挙運動費用限度額

国内と同様に、選挙資金団体、会計代理人及び選挙運動費用限度額に関する制度が適用され

<sup>(32)</sup> 在外フランス人登録簿（registre des Français établis hors de France）は、領事館がその管轄区域内に居住する在外フランス人の情報を把握するために作成し、管理する。France-Diplomatie-Ministère des Affaires étrangères, *Registre des Français établis hors de France*. <<https://monconsulat.diplomatie.gouv.fr/monconsulat/dyn/public/headerPublic/registre.html>>

<sup>(33)</sup> 前掲注<sup>(14)</sup>参照。

<sup>(34)</sup> 代理投票（vote par procuration）は、選挙人が選挙日に不在の場合に、選挙人により事前に指名された代理人が代わりに投票を行う制度である。

る。ただし、海外で選挙運動をするにあたり生じる不都合を考慮して、次のような規定が置かれた。

- ・候補者の選挙資金団体又は会計代理人は、選挙区内の国1か国につき1人の者に対して、選挙運動費用の支払を許可することができる（L. 第330-6-1条）。
- ・フランスとの間で資金を移転することができない特別な事情がある国において、選挙運動費用を預けるための特別な口座を開設することができる（L. 第330-6-1条）。
- ・選挙運動費用収支報告書は、第1回又は第2回の投票日から数えて15番目の金曜日の18時まで提出しなければならない（L. 第330-9-1条）。

### (3) 選挙宣伝

候補者の選挙ポスターは、国内では市町村当局が掲示場所を確保するが、海外では大使館、在外公館等の建物内部に掲示される。

候補者は、選挙集会を開催するために、外交関係の建物や文化・教育関連の施設などを利用することができる。

選挙宣伝のための文書類の頒布は、国内では各選挙区に設置される選挙宣伝委員会が実施するが（R. 第34条）、海外については、前述のコンセイユ・デタ評定官又は元評定官を委員長として外務省に設置される選挙委員会が実施する。

大使館及び在外公館は、候補者の政見等を記載する回状（circulaire）<sup>(35)</sup>及び投票用紙の送付に協力すると共に、その建物において回状及び投票用紙を選挙人に配布する（L. 第330-6条）。

## IV 資産公開制度に関する改正

法律第2011-412号は、選挙法典に加えて、法律第88-227号も改正した。法律第88-227号は、議員、政府構成員及び特定の公共機関等の幹部に対して、資産状況の届出義務を課す法律である。今回の改正により、義務違反に対する罰則が設定された。

### 1 資産状況の届出の概要

#### (1) 資産状況の届出義務者及び届出期間

資産状況の届出義務の主な対象者及び届出期間は、次のとおりである。

##### (a) 政府構成員

首相、大臣及び政務官<sup>(36)</sup>が資産状況の届出義務者となる。届出期間は、任命から2か月以内及び死亡以外の理由による職務の終了から2か月以内の2回である（法律第88-227号第1条に基づきLO. 第135-1条を適用）。

##### (b) 国民議会議員及び元老院議員

国民議会議員（LO. 第135-1条）及び元老院議員（LO. 第296条に基づきLO. 第135-1条を適用）が、資産状況の届出義務者となる。届出期間は、就任から2か月以内及び任期満了の2か月前から1か月前まで又は解散（国民議会のみ）若しくは本人の死亡以外の理由による職務の終了から2か月以内の2回である。

##### (c) その他の議員等

欧州議会議員、州議会議長、県議会議長、人口3万人以上の市町村の市町村長、人口3万人以上の課税自主権を有する市町村共同体<sup>(37)</sup>の長が資産状況の届出義務者となる。また、

(35) 回状（circulaire）とは、候補者が選挙人に送付することができる政見案内である。210 × 297mm以下の大きさの1枚の紙に印刷される（選挙法典R. 第29条）。

(36) 政務官（secrétaire d'État）は、特命事項について首相や各省大臣を補佐する。また、自己の権限にかかわる事項について閣議に出席することができる。辻村みよ子・糠塚康江『フランス憲法入門』三省堂、2012、p.121。

(37) 市町村共同体（communauté de communes）とは、複数の市町村が共同で事務を行うために設立する行政組織である市町村間協力公施設法人（établissement public de coopération intercommunale : EPCI）のことである。

州議会議員、県議会議員及び人口10万人以上の市町村の助役であって、それぞれ州議会議長、県議会議長又は市町村長の署名委任<sup>38)</sup>を受ける資格を有する者も対象となる。なお、この他に、コルシカや海外領土等の特別な地位にある地方公共団体の議会の議長等も対象となっている。届出期間は、就任から2か月以内及び任期満了又は職務の終了の日の2か月前まで、辞任、罷免若しくは議会の解散の場合にあってはその職務の終了後2か月以内の2回である（法律第88-227号第2条Iに基づきLO.第135-1条を適用）。

(d) 公共機関等の幹部

次に掲げる組織の会長（*président*）及び執行役（*directeur général*）に相当する役職の者が、資産状況の届出義務者となる<sup>39)</sup>。

- ① 国が資本の2分の1以上を直接保有する会社その他の法人
- ② 商工業的公施設法人（*établissement public à caractère industriel et commercial* : EPIC)<sup>40)</sup>

- ③ ①及び②が資本の2分の1以上を保有する会社その他の法人であって、年間総売上が1000万ユーロを超えるもの
- ④ 2,000戸以上の住宅を含む敷地を管理する住宅公社（*office public de l'habitat* : OPH)<sup>41)</sup>
- ⑤ 年間総売上が75万ユーロを超える会社その他の法人であって、地方公共団体、その連合体若しくは①から④までの法人が資本の2分の1以上を保有するもの又は公私資本混合会社（*société d'économie mixte* : SEM)<sup>42)</sup>にあたるもの

届出期間は、就任から2か月以内及び職務の終了から2か月以内の2回である（法律第88-227号第2条IIに基づきLO.第135-1条を適用）。

(2) 資産状況の届出先

資産状況の届出先は、政治家等の資産の透明性に関する委員会（*Commission pour la transparence financière de la vie politique* : CTFVP)<sup>43)</sup>の委員長である。CTFVPは、コンセイユ・デ

38) 署名委任（*délégation de signature*）は、行政組織内部において、上位の機関が下位の機関に署名を委任することである。署名委任を行った場合でも、行政行為の真の主体は委任機関であり、委任機関はいつでも委任を撤回し、自ら署名することができる。山口編 前掲注(15), p.150.

39) 具体的な役職は、デクレ（政令に相当）で定義されており、①取締役会長（*président du conseil d'administration*）又は取締役会に相当する議決機関（*organe délibérant*）の長、②取締役会長兼執行役（*président-directeur général* : PDG）、③監査役会（*conseil de surveillance*）及び執行役会（*directoire*）を有する会社又は施設の監査役会会長及び執行役員、④執行役（*directeur général*）並びに⑤執行役が存在しない会社の法定の代表者（*représentant légal*）である。Décret n° 2012-459 du 6 avril 2012 portant diverses dispositions relatives à la transparence financière de la vie politique.

40) 公施設法人（*établissement public*）とは、公法上の法人格を有する施設又は機関で、公役務（*service public*）の管理を行う行政的公施設法人（*établissement public à caractère administratif*）と、私企業に近い形で公益性を有する商業的又は工業的活動を行う商工業的公施設法人（*établissement public à caractère industriel et commercial*）の2種類が存在する。

41) 住宅公社（*office public de l'habitat*）は、地方の商工業的公施設法人である。社会住宅（*logement social*）と称される低所得者向けの住宅の建設、管理、売買等を実施する。また、都市整備活動等も行う（建築及び住居法典L.第421-1条からL.第421-26条まで）。中村紘一ほか監訳（*Termes juridiques* 研究会訳）『フランス法律用語辞典』三省堂, 2012（原書名：Raymond Guillien et al., *Lexique des termes juridiques*, 2007）, p.296.

42) 公私資本混合会社（*société d'économie mixte* : SEM）は、商法に基づき設立される会社で、公的資本と私的資本を集め、多様な活動を行う。同上, p.399.

43) "transparence financière de la vie politique" は、1988年3月11日の法律第88-227号の法律名では、この法律が政治資金と政治家等の資産の両方を対象としているため「政治活動の資金等の透明性」と訳したが、この委員会の名称については、もっぱら政治家等の資産公開に関する事務を行っていることを鑑みて、「政治家等の資産の透明性」とし、法律名と訳し分けることとした。

タの副院長 (vice-président) を委員長とし、破毀院<sup>44)</sup>の院長 (premier président) 及び会計検査院の院長 (premier président) 並びにコンセイユ・デタ、破毀院及び会計検査院からそれぞれ2名ずつ指名される委員及び同じく2名ずつ指名される代理の委員で構成される。CTFVPの事務は、届出義務者が任期の最初と最後に提出する資産状況の届出を比較し、不自然な資産の変化の有無を確認することである。不自然な変化を確認した場合には、その届出の提出者の意見を聴いた上で、検事局に關係書類を送付する (法律第 88-227 号第 3 条)。

## 2 資産状況の届出に関する改正点

資産状況の届出に関する主な改正点は、次のとおりである。

### (1) 罰則

今回の改正により、不完全な届出又は虚偽の届出をした者は、3万ユーロの罰金に処せられ、場合によっては、公民権が停止され、又は公務の遂行が禁止されることとなった。この罰が科せられるのは、次の場合である。

- ・ 相当な割合の資産の届出を故意に怠った場合
- ・ 届出の真正性を損ない、又は CTFVP の事務を妨げる虚偽の評価を提出した場合

また、職務終了時の届出を怠った場合には、15,000ユーロの罰金が科せられる (国民議会議員については LO. 第 135-1 条の規定が、元老院議員については LO. 第 296 条の規定により LO. 第 135-1 条の規定が、その他の者については法律第 88-227 号第 5-1 条の規定が適用される)。

### (2) 税に関する届出の提出

CTFVPは、資産状況の届出義務を課せられている者に対して、税務当局に提出する税に関する届出を CTFVPにも提出するよう要求できることとなった。この改正の目的は、資産状況の届出と税務当局に提出される届出との比較により、より正確な資産状況の審査を可能にする点にある<sup>45)</sup>。対象となる届出は、所得税及び一定額以上の資産に課される連帯富裕税 (impôt de solidarité sur la fortune : ISF) に関する届出である。CTFVPは、資産状況の届出義務者本人がこの届出を2か月以内に CTFVPに提出しなかった場合には、税務当局からこの届出の写しを入手することもできる (国民議会議員については LO. 第 135-3 条の規定が、元老院議員については LO. 第 296 条の規定により LO. 第 135-3 条の規定が、その他の者については法律第 88-227 号第 3 条 II の規定が適用される)。

### (3) 届出制度の適用範囲の縮小

前述のとおり、公共機関等の幹部のうち、届出義務者は、会長及び執行役のみである。今回の改正では、執行役を補佐する執行役補佐 (directeur général adjoint) を届出義務者から除外した。また、国の法人又は EPIC が資本の2分の1以上を保有する会社等のうち、義務の対象となるものは、年間総売上が1000万ユーロを超えるものである。この年間総売上の基準額は、これまでは特に定めがなく、今回の改正により置かれたものである。これらの改正は、CTFVPの事務負担を軽減する目的がある。

## おわりに

今回の改正により、選挙制度は簡素化され、政治家等の資産公開制度は強化された。

<sup>44)</sup> 破毀院 (Cour de cassation) は、民事及び刑事の最高裁判所である。

<sup>45)</sup> Gérard, *op.cit.* (12), p.59.

ただし、選挙制度の改正については、大統領選挙等に関する規定が選挙法典に収録されていないなどの根本的な問題が解決されておらず、直近の選挙を滞りなく行うための二義的な改正にすぎないとする見方もある<sup>(46)</sup>。また、改正後で初となる2012年6月の国民議会議員選挙では、インターネット投票の技術的不具合等に起因して<sup>(47)</sup>、在外フランス人代表選挙の投票率が極めて低くなるなど<sup>(48)</sup>、課題も浮彫となった。

資産公開制度の改正については、2012年1月25日に、CTFVPの報告書が提出されている<sup>(49)</sup>。これによると、罰則の創設や税に関する届出の写しをCTFVPが要求できる制度が設けられたことにより、CTFVPの権限が強化されたとの評価がされた一方で、資産状況の届出制度の適用範囲の縮小による事務負担の軽減は、CTFVPが望む水準に至らず不十分であるとされた。さらに、報告書では、3つの新たな制度改正の提案として、年収の届出義務を創設すること、届出義務者の近親者の資産状況の調査を実施すること及び税に関する届出の写しの提出を拒否した者に対する罰則を創設することが挙げられている<sup>(50)</sup>。

残された課題に、今後、どう対応していくかは、長期的に注視していく必要があるだろう。

#### 参考文献

- ・大山礼子「政治資金浄化法」『外国の立法』27(4), 1988.7, pp.175-186.
- ・成田憲彦「政治生活の財政的透明性に関する1988年3月11日の法律第88-227号第9条を1989年度に適用するための1989年2月7日のデクレ第89-75号」『外国の立法』28(4), 1989.7, pp.125-129.
- ・成田憲彦ほか「選挙運動費用の制限及び政治資金の浄化に関する1990年1月15日の法律第90-55号」『外国の立法』29(4), 1990.7, pp.255-269.
- ・大山礼子・山田敏之「特集 政治倫理 フランス」『外国の立法』31(4), 1992.7, pp.78-80.
- ・黒瀬敏文「解説フランス選挙法典1-14(完)」『選挙時報』41(10)-46(6), 1992.10-1997.6.の各連載記事。
- ・福岡英明「フランスにおける政治腐敗防止と資産届出制度」『法学新報』108(3), 2001.8, pp.743-774.
- ・服部有希「選挙運動費用及び政治活動の資金的・金銭的透明性に関する法律」『外国の立法』248-2, 2011.8, pp.14-15.

(はっとり ゆうき)

<sup>(46)</sup> Hugues Portelli, "Publication du « paquet électoral »,” *Semaine Juridique Edition générale : Jurisclasseur périodique*, 85(17), 2011.4.25, p.792.

<sup>(47)</sup> Le Monde.fr, *Législatives : les Français de l'étranger abstentionnistes expliquent leur non-vote*, 2012.6.8. <[http://www.lemonde.fr/politique/article/2012/06/08/legislatives-les-francais-de-l-etranger-abstentionnistes-expliquent-leur-non-vote\\_1715155\\_823448.html?xtmc=legislatives\\_etranger&xtcr=19](http://www.lemonde.fr/politique/article/2012/06/08/legislatives-les-francais-de-l-etranger-abstentionnistes-expliquent-leur-non-vote_1715155_823448.html?xtmc=legislatives_etranger&xtcr=19)>

<sup>(48)</sup> 投票率は、アジア、オセアニア、東ヨーロッパを含む第11区の第2回投票が27.94%で最も高く、南ヨーロッパ、トルコ、イスラエル等を含む第8区の第2回投票が12.77%で最低であった。Ministère de l'Intérieur, *Le site officiel du ministère de l'Intérieur*. <[http://www.interieur.gouv.fr/sections/a\\_votre\\_service/resultats-elections/LG2012/099/index.html](http://www.interieur.gouv.fr/sections/a_votre_service/resultats-elections/LG2012/099/index.html)>

<sup>(49)</sup> Commission pour la transparence financière de la vie politique, *Quinzième rapport de la Commission pour la transparence financière de la vie politique*, 25 janvier 2012. <[http://www.commission-transparence.fr/rapports/15iemeRapport\\_joe\\_20120125.pdf](http://www.commission-transparence.fr/rapports/15iemeRapport_joe_20120125.pdf)>

<sup>(50)</sup> *ibid.*, pp.10-11.

# 選挙法典（抄）

Code électoral

海外立法情報課 服部 有希訳

## 【目次】

### 法律の部

- 第1編 国民議会議員、県議会議員及び市町村議会議員の選挙
- 第2編 県の元老院議員選挙
- 第3編 フランス国外に居住するフランス国民により選挙される国民議会議員に関する特別規定
- 第4編 州議会議員及びコルシカ議会議員の選挙
- 第5編 ニューカレドニア、フランス領ポリネシア及びワリス・フテyna諸島に適用する規定（省略）
- 第6編 マヨット、サン・バルテルミー、サン・マルタン及びサン＝ピエール・エ・ミクロンに関する個別規定（省略）
- 第6の2編 ギアナ議会議員及びマルティニーク議会議員の選挙（省略）
- 第7編 憲法第72-4条及び第73条の規定により組織される住民投票に適用する規定（省略）
- 第8編 憲法第25条が規定する委員会（省略）
- 第9編 最終規定（省略）
- 政令の部（省略）
- 附則（省略）

### 法律の部\*

#### 第1編 国民議会議員、県議会議員及び市町村議会議員の選挙

#### 第1章 国民議会議員、県議会議員及び市町

以下、注はすべて訳者注である。

\* 本稿は、選挙法典の法律の部（partie législative）のうち、組織法律第2011-410号、法律第2011-411号、法律第2011-412号及びオルドナンス第2009-936号により改正された条項を中心として、関連条項を訳出した。改正により加えられた規定には下線を付した。

(1) [ ] 内は訳者補記。以下同様。

## 村議会議員の選挙に関する共通規定

### 第3節 被選挙権及び被選挙権欠格の条件

#### L. 第45-1条 [法律第2011-412号第1条により創設]<sup>(1)</sup>

次に掲げる者は、次に定める期間、候補者となることができない。

1° L. 第118-3条及びL. 第118-4条の規定により行政裁判官により被選挙権を有しない旨を宣告された者は、その判決の日から3年以下の期間

2° LO. 第136-1条及びLO. 第136-3条の規定により憲法院により被選挙権を有しない旨を宣告された者は、その判決の日から3年以下の期間

### 第5節 選挙宣伝

#### L. 第48-1条 [法律第2011-412号第2条により創設]

この法典 [選挙法典] に定める選挙宣伝に関する禁止及び制限は、電子的方法を用いた公衆送信手段により頒布されるあらゆる伝達事項で選挙宣伝の性格を有するものについて適用するものとする。

#### L. 第48-2条 [法律第2011-412号第3条により創設]

候補者は、対立候補が選挙運動の終了まで

に選挙の新たな論点に有効に回答することができなくなった時から公衆にこれを通知してはならない。

**L. 第 49 条** [法律第 2011-412 号第 4 条により改正]

投票日の前日の零時以降、投票用紙、回状<sup>(2)</sup>その他の文書を配布し、又は配布させることは、禁止される。

投票日の前日の零時以降、選挙宣伝の性格を有する伝達事項を電子的方法を用いた公衆送信手段により頒布し、又は頒布させることは、同様に禁止される。

**L. 第 49-1 条** [法律第 2011-412 号第 5 条により創設]

投票日の前日の零時以降、候補者に対する投票を促すために、自動化された装置を用いるか否かにかかわらず、選挙人に電話を一斉発信することは禁止される。

**L. 第 50-1 条** [法律第 2011-412 号第 6 条により改正]

選挙が行われる月の初日前 6 か月間及び同月から当該選挙の完了する投票日<sup>(3)</sup>までの期間、候補者若しくは候補者名簿が又はこれらの便宜のために、無料の電話番号又は情報通信の番号を公衆に知らせることができない。

**L. 第 51 条** [法律第 2011-412 号第 6 条及び第 7 条により改正]

市町村当局は、選挙期間中、各市町村において、選挙ポスターを掲示する専用の場所を確保する。

これらの各場所において、各候補者又は各候補者名簿に対して均等な面積が割り当てられる。

選挙が行われる月の初日前 6 か月間及び同月から当該選挙が完了する投票日までの期間、割り当てられた場所以外の場所若しくは他の候補者のために確保された場所又は自由表現のための掲示板<sup>(4)</sup>がある場合には当該掲示板以外の場所への選挙用のポスターの掲示は、たとえ証印を押されたポスターであっても、禁止される。

**L. 第 52-1 条** [法律第 2011-412 号第 6 条により改正]

選挙が行われる月の初日前 6 か月間及び同月から当該選挙が完了する投票日まで、出版物又は視聴覚通信<sup>(5)</sup>の手段を用いた商業広告を、選挙宣伝を目的として利用することは、禁止される。

(第 2 項 略)

**第 5 の 2 節 選挙運動費用の資金調達及びその限度額**

**L. 第 52-4 条** [法律第 2011-412 号第 11 条により改正]

選挙の候補者は、すべて、遅くともその立候補が受理される日までに、L. 第 52-5 条<sup>(6)</sup>及

(2) 回状 (circulaire) とは、候補者が選挙人に送付することができる政見案内である。210 × 297mm 以下の大きさの 1 枚の紙に印刷される (選挙法典 R. 第 29 条)。

(3) 第 1 回投票で決着すればその投票日であり、第 2 回投票に進む場合には、その投票日となる。

(4) 自由表現のための掲示板 (panneaux d'affichage d'expression libre) は、意見の公示や NPO 活動に関する宣伝のための掲示板であり、環境法典 L. 第 581-13 条の規定により、市町村長が設置する。

(5) 「視聴覚通信 (communication audiovisuelle)」は、通信の自由に関する 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号第 2 条第 3 項により定義されており、ラジオ、テレビ、ラジオ及びテレビ以外の電子的手段による公衆送信のうちオンライン公衆送信に属さないもの又はオンデマンド視聴覚メディアサービス (ビデオ・オンデマンド等の視聴者が視聴覚コンテンツを自ら選択して、配信を受けるサービス) を指す。

びL. 第 52-6 条の規定により、代理人を届け出る。当該代理人になることができるのは、選挙資金団体又は「会計代理人」という名称の自然人である。同一の代理人が 2 人以上の候補者に共通して代理人となることはできない。

(第 2 項～第 5 項 略)

#### L. 第 52-6 条 [法律第 2011-412 号第 13 条により改正]

候補者は、選任した会計代理人の氏名を本人の住所がある県の県庁に書面により届け出る。当該届出には、指名された会計代理人の明示の同意を添えなければならない。選挙運動費用収支報告書の公表を担当する専門会計士<sup>(7)</sup>は、会計代理人の職務に従事することができない。名簿式投票の場合には、各名簿登載者は、本人が記載されている名簿の第 1 順位の候補者の会計代理人になることができない。

会計代理人は、その金銭取引の全体を記載するための単一の銀行預金口座又は郵便局の口座を開設しなければならない。口座名義人の住所氏名の欄に、当該名義人が当該候補者の指名により会計代理人の資格で行動することを明示する。

会計代理人は、任意の金融機関において、当該口座を開設し、その職務活動に必要な支払方法を用いる権利を有する。当該口座の開設は、当該会計代理人が当該候補者の会計代理人として口座を所有していないことを当該

代理人の名誉にかけて証明する証明書の提示に基づいて行われる。

選択した〔金融〕機関から口座開設を拒否された場合には、会計代理人は、フランス銀行<sup>(8)</sup>に対して、選挙が行われる選挙区内その他の最寄りの金融機関を、当該代理人からの依頼及び必要書類の受理の日から 1 営業日以内に、当該代理人に指定するように申し立てることができる。フランス銀行が指定した金融機関の提案による口座の閉鎖の決定は、すべて、情報伝達のために当該代理人及びフランス銀行に送付される書面による正式な通知の対象としなければならない。必ず、最低 2 か月間、当該代理人に〔口座の閉鎖を〕猶予しなければならない。〔口座が〕閉鎖された場合には、当該代理人は、この条の規定により、口座に関する権利をあらためて行使することができる。その場合には、新旧の口座が併存しても、第 2 項に規定する単一の銀行預金口座又は郵便局の口座を所有する義務の違反にはあたらない。当該権利の行使の方式は、デクレ<sup>(9)</sup>で定める。当該権利の尊重に関する監督は、金融健全性監督機関<sup>(10)</sup>により確保され、通貨金融法典 L. 第 612-31 条<sup>(11)</sup>に規定する手続に従う。

会計代理人による会計は、当該代理人を指名した候補者の選挙運動費用収支報告書又は当該代理人を指名した候補者が候補者名簿に記載されている場合にはその候補者名簿の第

(6) 選挙法典 L. 第 52-5 条は、選挙資金団体 (association de financement électoral) に関する規定で、選挙資金団体による単一の口座の開設、選挙資金団体の解散等について定めるものである。

(7) 専門会計士 (expert-comptable) は、企業会計及びそれに関する資料や帳簿の検査、修正、評価、証明等を任務とする。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会、2002、p.100。

(8) フランス銀行 (Banque de France) は、フランスの中央銀行である。

(9) Décret n° 2011-1854 du 9 décembre 2011 relatif au droit au compte institué par l'article L. 52-6 du code électoral. なお、デクレは政令に相当する。

(10) 金融健全性監督機関 (autorité de contrôle prudentiel : ACP) は、2010 年に設置された独立行政機関であり、銀行及び保険組織の認可及び監督を行っている。

(11) 通貨金融法典 L. 第 612-31 条 金融健全性監督機関は、その監督に従うあらゆる者に対して、定められた期間内に、金融健全性監督機関がその監視を事務とする義務に従うためのあらゆる措置を講じるように督促することができる。

1 順位の候補者の選挙運動費用収支報告書に記載する。

（第6項～第8項 略）

L. 第 52-8 条 [法律第 2011-412 号第 8 条により改正]

（第1項～第6項 略）

この条に規定する額<sup>(12)</sup>は、毎年デクレで改定する。この額は、たばこを除く家計消費の額を指標として改定する。

L. 第 52-11 条 [法律第 2011-412 号第 14 条により改正]

（第1項～第4項 略）

この条に規定する額<sup>(13)</sup>は、毎年デクレで改定する。この額は、たばこを除く家計消費の額を指標として改定する。（以下略）

L. 第 52-11-1 条 [法律第 2011-412 号第 9 条により改正]

L. 第 52-4 条が適用される選挙の候補者の選挙運動費用は、選挙運動費用限度額の 47.5% に当たる国からの定率償還の対象となる。当該償還は、候補者の個人的な出資に基づき支払われ、及び選挙運動費用収支報告書

に記載される費用額を超えることはできない。

第1回投票において有効投票数の 5% 未満の票を得た候補者、L. 第 52-11 条<sup>(14)</sup>の規定に該当しない候補者、L. 第 52-12 条第 2 項に規定する期間内に選挙運動費用収支報告書を提出しなかったことその他の理由により選挙運動費用収支報告書の受理が拒否された候補者又は資産状況の届出義務を負っていたにもかかわらずそれを提出しなかった候補者に対しては、定率償還を行わないものとする。

行われた不正により選挙運動費用収支報告書の受理を拒否することが相当でない場合には、当該選挙運動費用収支報告書に関する決定において、不正の数及び重大性に応じて定率償還の額を減額することができる<sup>(15)</sup>。

L. 第 52-12 条 [法律第 2011-412 号第 10 条により改正]

L. 第 52-11 条に規定する限度額に従う各候補者又は候補者名簿の第 1 順位の候補者で、有効投票数の 1% 以上の票を得たものは、L. 第 52-4 条に規定する期間中に得た収入全体をその収入源ごとに区分し、及び公式選挙運動の費用<sup>(16)</sup>を除き選挙を目的として当該候補者本人により若しくは当該候補者のために契約さ

(12) この条では、候補者に対する寄付の限度額について規定している。

(13) この条では、選挙運動費用支出限度額について規定している。

(14) L. 第 52-11 条は、選挙運動費用限度額について定める。L. 第 52-4 条により、人口 9,000 人未満の選挙区における選挙の候補者には L. 第 52-11 条の規定が適用されない。また、L. 第 52-11 条が適用されない者には、L. 第 52-12 条に規定する選挙運動費用収支報告書の提出義務が課せられない。

(15) L. 第 52-15 条の規定により、選挙運動費用収支報告書の受理、受理の拒否及び償還額の決定は、選挙運動費用収支報告書及び政治資金全国委員会（Commission nationale des comptes de campagne et des financements politiques : CNCCFP）が行う。

(16) 公式選挙運動（campagne officielle）の期間は、投票日から 2 つ前の月曜日に開始され、投票日前日の午前零時に終了する。第 2 回投票については、第 1 回投票日の翌日から開始され、第 2 回投票日前日の午前零時に終了する（選挙法典 R. 第 26 条）。公式選挙運動の費用とみなされるものは、投票用紙、投票所に掲示する選挙ポスター及び回状の印刷及び掲示に係る費用である（選挙法典 R. 第 39 条）。なお、大統領選挙の公式選挙運動期間は、第 1 回投票については同様であるが、第 2 回投票については、第 2 回投票に進む 2 名の候補者名が官報で発表された日からとなる（デクレ第 2001-213 号第 10 条）。また、大統領選挙の公式選挙運動の費用とみなされるものは、テレビ及びラジオによる選挙運動の費用、投票用紙及び選挙公約の印刷費用、公式な掲示場所に掲示する選挙ポスターの印刷及び掲示に係る費用である（デクレ第 2001-213 号第 15 条及び第 20 条）。

れ、又は支払われた費用全体をその性質ごとに区分して記載する選挙運動費用収支報告書を作成しなければならない。当該候補者又は当該候補者名簿の第1順位の候補者は、租税一般法典第200条<sup>(17)</sup>の規定により、この法典[選挙法典] L. 第52-8条<sup>(18)</sup>の規定に基づき自然人から寄付を受けた場合には、同様の義務を課せられる。当該候補者を支持する当該自然人又は当該候補者を支持することを目的として創設された若しくは当該候補者を支援する政党若しくは政治団体により、当該候補者のために、その同意を得て直接的に支出された費用は、当該候補者のために費やされたものとみなされる。当該候補者は、当該候補者が受けた直接的又は間接的な利得、役務の提供及び現物の寄付を評価し、収入及び費用に含めるものとする。選挙運動費用収支報告書は、収支が均衡とし、又は収入の額が支出の額を超えなければならない、支出の額が収入の額を超えてはならない。

遅くとも第1回投票の日から第10番目に到来する金曜日の18時までに、この第1回投票の各候補者又は候補者名簿の第1順位の候補者は、選挙運動費用収支報告書及び政治資金全国委員会に、選挙運動費用収支報告書及び収入の証明書を添付した付属資料並びに当該候補者のために支払われ、又は契約された費用の金額を証する請求書、見積書その他の文書を届け出る。選挙運動費用収支報告書は、専門会計士協会及び公認会計士協会の会員を通じて提出される。当該会員は、選挙運

動費用収支報告書を審査し、必要な証明書類を確認する。選挙運動費用収支報告書の提出は、いかなる費用又は収入も選挙運動費用収支報告書に記載されていない場合には、必要とされない。この場合には、選挙資金団体又は会計代理人は、費用及び収入がない旨の証明書を作成する。選挙運動費用収支報告書の提出は、当該候補者又は当該候補者名簿の第1順位の候補者が有効投票の1%以下の票を得た場合において、租税一般法典第200条に規定する方式による自然人の寄付を受けなかったときは、必要とされない。

(第3項～第6項 略)

## 第8節 訴訟

### L. 第118-2条 [法律第2011-412号第15条により改正]

行政裁判官は、選挙運動費用に限度額が設けられている選挙区における選挙に対する不服の訴えを提起された場合には、L. 第52-12条第2項に規定する期間の満了から2か月以内に当該選挙の候補者の選挙運動費用収支報告書について判断を下す義務のあるL. 第52-14条の規定により設置される委員会<sup>(19)</sup>の決定を受理するまで、判決を延期する。

L. 第52-15条<sup>(20)</sup>の規定にかかわらず、当該裁判官は、L. 第52-14条の規定により設置される委員会が正当に決定を下さなかったことを確認した場合には、L. 第52-11-1条の規定により候補者に支払われる償還の額を定める。

(17) 租税一般法典第200条は、公益団体等への寄付を行った者に対する所得税控除に関する規定である。

(18) 選挙法典L. 第52-8条によると、1人の自然人が同一の選挙の際に1人又は複数の候補者に寄付できる金額は、4,600ユーロまでとされている。

(19) L. 第52-14条の規定により設置される委員会とは、CNCCFPを指す。L. 第52-14条は、当該委員会の構成等について規定している。

(20) 選挙法典L. 第52-15条は、CNCCFPが、選挙運動費用収支報告書の承認、受理の拒否又は訂正を行い、選挙運動費用の償還額を定めるとする規定である。

L. 第 118-3 条 [法律第 2011-412 号第 16 条により改正]

L. 第 52-14 条の規定により設置される委員会による提起に基づき、選挙に係る裁判官<sup>(2)</sup>は、選挙運動費用収支報告書を必要に応じて修正した後に、選挙運動費用が限度額を超過していることが明らかとなった候補者に被選挙権を有しない旨を宣告することができる。

[前項と] 同様の提起に基づき、選挙に係る裁判官は、L. 第 52-12 条の規定により、期間内に選挙運動費用収支報告書を提出しなかった候補者に被選挙権を有しない旨を宣告することができる。

選挙に係る裁判官は、同様に、意図的な不正行為又は選挙運動資金に関する規則に対する特に重大な違反があった場合に、選挙運動費用収支報告書の受理が適法に拒否された候補者に被選挙権を有しない旨を宣告する。

第 1 項から第 3 項までに基づく被選挙権を有しない旨の宣告は 3 年以下とし、すべての選挙に適用する。ただし、被選挙権を有しない旨は、判決日以前に当選した議員の職については効力を有しない。

選挙に係る裁判官は、当選人とされた候補者に対して被選挙権を有しない旨を宣告した場合には、その当選を無効とし、又は当該当選に対する不服の訴えがなくとも、職権により当該候補者に辞職を宣告する。

L. 第 118-4 条 [法律第 2011-412 号第 17 条により創設]

選挙に対する不服の訴えの提起に基づき、選挙に係る裁判官は、投票の真正性を損なう目的又は効果を有する欺罔行為を行った候補

者に、3 年以下の期間、被選挙権を有しない旨を宣告することができる。

第 1 項に基づき宣告される被選挙権を有しない旨は、すべての選挙に適用される。ただし、被選挙権を有しない旨は、判決日以前に当選した議員の職については効力を有しない。

選挙に係る裁判官は、当選人とされた候補者に対して被選挙権を有しない旨を宣告した場合には、その当選を無効とするものとする。

第 2 章 国民議会議員選挙に関する特別規定

第 3 節 被選挙権及び被選挙権欠格の条件

LO. 第 127 条 [組織法律第 2011-410 号第 1 条により改正]

第 1 回投票の日に、選挙人の要件を満たし、この編に規定する被選挙権の欠格事由のいずれにも該当しない者は、国民議会議員として選挙されることができる。

LO. 第 128 条 [組織法律第 2011-410 号第 1 条により改正]

次に掲げる者は、次に定める期間、候補者となることができない。

1° L. 第 118-3 条及び L. 第 118-4 条の規定により、行政裁判官により被選挙を有しない旨を宣告された者は、その判決の日から 3 年以下の期間

2° LO. 第 136-1 条及び LO. 第 136-3 条の規定により、憲法院により被選挙を有しない旨を宣告された者は、その判決の日から 3 年以下の期間

3° LO. 第 136-2 条の規定により、憲法院に

(2) 選挙に係る裁判官 (juge de l'élection) は、選挙に関する不服の訴え等を受ける裁判官であり、選挙に応じて異なる司法機関の裁判官が担当する。それぞれの選挙を担当する司法機関は、次のとおりである。県議会議員選挙及び市町村議会議員選挙については、第 1 審が地方行政裁判所 (tribunal administratif)、第 2 審かつ終審がコンセイユ・デタ。欧州議会議員選挙及び州議会議員選挙については、第 1 審かつ終審がコンセイユ・デタ。大統領選挙、国民議会議員選挙及び元老院議員選挙については、第 1 審かつ終審が憲法院。

より被選挙権を有しない旨を宣告された者は、その判決の日から1年間

LO. 第 129 条 [組織法律第 2011-410 号第 1 条により改正]

後見<sup>(22)</sup>又は保佐<sup>(23)</sup>を受ける成年者は、被選挙権を有しない。

LO. 第 130 条 [組織法律第 2011-410 号第 1 条により改正]

次に掲げる者は、在職中は被選挙権を有しない。

1° 権利擁護官及びその補佐官 (adjoint)<sup>(24)</sup>

2° 拘禁施設総監督官<sup>(25)</sup>

LO. 第 130-1 条 [組織法律第 2011-410 号第 1 条により削除]<sup>(26)</sup>

LO. 第 131 条 [組織法律第 2011-410 号第 1 条により改正]

国民役務法典<sup>(27)</sup>に基づき課せられる義務を果たしたことを証明できない場合には、何人も選挙されることができない。

LO. 第 132 条 [組織法律第 2011-410 号第 1 条により改正]

I. フランス国内において、長官<sup>(28)</sup>は、投票日までの3年間にその職務を行い、又は行っていた管轄区域にその全部又は一部が含まれる選挙区すべてにおいて被選挙権を有しない。

II. フランス国内において、次に掲げる職務にある者は、投票日までの1年間にその職務を行い、又は行っていた管轄区域にその全部又は一部が含まれる選挙区において被

(22) 後見 (tutelle) は、ある者が本人の利益を保護する能力に欠ける場合に、その人格及び財産を保全するための保護制度である。山口編 前掲注(7), p.607.

(23) 保佐 (curatelle) は、知的若しくは肉体的能力の変調、浪費、不節制又は怠惰のために重要な民事的行為をなすにつけ、補佐又は監督を受けることが必要な成年者に対して実施される。同上, p.138.

(24) 権利擁護官 (defenseur des droits) は、人権に関するオンブズマンで、国の機関、地方公共団体等の公役務の任務を与えられた機関が、権利と自由を尊重しているか監視し、これらの機関から損害を受けた者の申立てを受けすることができる。権利擁護官は、6年の任期で、大統領が任命する(憲法第71-2条)。権利擁護官は、児童の権利保護、安全保障に関わる者(警察等)の職業倫理並びに差別対策及び平等の促進をそれぞれ担当する3名の者から補佐を受ける。3名の補佐は、首相が任命する(組織法律第2011-333号第11条)。Loi organique n° 2011-333 du 29 mars 2011 relative au Défenseur des droits

(25) 拘禁施設総監督官 (contrôleur général des lieux de privation de liberté) は、大統領により任命され、拘禁施設において非人道的取扱い等の人権侵害が行われていないかを監督する者である。拘禁施設総監督官については、次を参照。鈴木尊紘「フランスにおける拘禁施設虐待防止法制—警察留置場から精神病院までの人権保護—」『外国の立法』No.239, 2009.3, pp.4-18. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000122\\_po\\_023901.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000122_po_023901.pdf?contentNo=1)>

(26) LO. 第 130-1 条は、権利擁護官の前身である共和国調停官 (médiateur de la République) が被選挙権を有しないと規定であった。共和国調停官は、すでに制度上存在しないため、この規定は削除された。

(27) 国民役務 (service national) とは、フランス市民に課せられる義務であり、フランス市民は一定期間、兵役又はその代替としての非軍事的な役務である民間役務 (service civil) に従事しなければならなかった。しかし、この制度は、2001年までにすべて停止された(あくまで廃止ではなく停止であり、復活させることは可能である)。現在、国民役務法典に基づきフランス市民に課せられる義務には、16歳になった時点で、戸籍、家族上状況等を役場に届け出る調査登録 (recensement)、調査登録後から18歳までに受講する国防に関する教育研修である市民国防の日 (journée défense et citoyenneté) 等がある。門彬「フランス 徴兵制度の廃止と軍備計画」『外国の立法』No.210, 2001.10, pp.167-172.

(28) 長官 (préfet) は、地方における国の出先機関の長である。"préfet" は、かつては地方の行政機関の長を指していたことがあり、その名残で「知事」と訳される場合もあるが、現在の制度上は、あくまで国の行政機構に属する機関を指すため、ここでは「長官」と訳した。

選挙権を有しない。

- 1° 副長官 (sous-préfets)<sup>(29)</sup>、県庁の事務総長 (secrétaire général)、長官の官房室長 (directeur de cabinet de préfet) 及び長官の官房の各部門の主任 (directeur des services de cabinet de préfet)
- 2° 州行政又はコルシカ行政についての事務総長及び事務総長代理 (chargé de mission du secrétariat général)
- 3° 県庁の部長 (directeur)、県庁の課長 (chef du bureau) 及び郡庁 (sous-préfecture)<sup>(30)</sup>の事務総長
- 4° 州又は県にある国の行政機関の部長、副部長及び課長 (chef)
- 5° 公共財政に関する州、県及び地方の部長及びその代理人並びに公会計官<sup>(31)</sup>
- 6° 大学区総長、大学区視学官、大学区副視学官及び初等教育を所管する国民教育視学官<sup>(32)</sup>

7° 労働査察官<sup>(33)</sup>

- 8° 国の公施設法人の各管轄区域又は各支部の責任者並びにフランス銀行の支店長 (directeur de succursale) 及び州部長 (directeur régional)
- 9° 控訴院<sup>(34)</sup>及び大審裁判所<sup>(35)</sup>の司法官並びに近隣裁判官<sup>(36)</sup>
- 10° 行政控訴院<sup>(37)</sup>の裁判長並びに行政控訴院及び地方行政裁判所<sup>(38)</sup>の司法官
- 11° 州会計検査院長又は海外領土会計検査院長及び州会計検査院又は海外領土会計検査院の司法官
- 12° 商事裁判所裁判長及び労働裁判所裁判長
- 13° 地方指令部を指揮する国家憲兵隊の士官及び下士官並びにその指令部の指揮に関する補佐官
- 14° 地方指令部を指揮する国家警察の現職の公務員及びその指令部の指揮に関する

(29) 副長官 (sous-préfets) は、県の下位行政区画である郡 (arrondissement) において、長官の指揮下で、国の出先機関の活動との調整、市町村の監督等を実施する。中村紘一ほか監訳 (Termes juridiques 研究会訳) 『フランス法律用語辞典』三省堂, 2012 (原書名: Raymond Guillien et al., *Lexique des termes juridiques*, 2007), p.402.

(30) 郡庁 (sous-préfecture) は、県の下位行政区画である郡 (arrondissement) の行政中心地である。山口編前掲注(7), p.566.

(31) 公会計官 (comptable public) は、国又は地方公共団体の債権の取立て又は債務の弁済に関する出納及び資産の運用を任務とする。同上, p.100.

(32) 大学区長 (recteur d'académie) は、教育行政上の行政区分である大学区 (académie) の長であり、高等教育を所管する大臣を代理し、大学区内の高等教育と初中等教育との調整等を行う (教育法典 L. 第 222-1 条及び L. 第 222-2 条)。大学区視学官 (inspecteurs d'académie) は、デクレ第 2012-16 号により 2012 年からその名称が県国民教育機関大学区長代理官 (directeur académique des services départementaux de l'éducation nationale : DA-SEN) に変更となった。DA-SEN は、大学区長の補佐であり、県における大学区長の代理人である (教育法典 R. 第 222-24 条及び R. 第 222-24-1 条)。国民教育視学官 (inspecteurs de l'éducation nationale) は、DA-SEN の下で主に初等教育に関する任務を担当する (教育法典 R. 第 222-12 条及び R. 第 241-19 条)。

(33) 労働査察官 (inspecteur du travail) は、労働関係の法令の実施状況を監督する (労働法典 8112-1 条)。また、差別やセクシュアルハラスメント等の犯罪に関する事実確認を実施する (労働法典 8112-2 条)。

(34) 控訴院 (cour d'appel) は、民事及び刑事の第 2 審裁判所である。

(35) 大審裁判所 (tribunal de grande instance) は、第 1 審裁判所である。

(36) 近隣裁判官 (juge de proximité) は、職業裁判官ではない非常勤の裁判官で、民事、刑事の軽微な事件の審理及び裁判を行う。鈴木雅久「世界の司法—その実像を見つめて (132) フランス近隣裁判官 (juge de proximité) 制度について」『判例タイムズ』60(23), 2009.10, pp.48-53.

(37) 行政控訴院 (cour administrative d'appel) は、第 2 審の行政裁判所である。

(38) 地方行政裁判所 (tribunal administratif) は、始審行政裁判所である。

補佐官

15° 地方指令部又は管理部隊<sup>(39)</sup>の司令部を指揮する憲兵を除く軍人及びその司令部の指揮に関する補佐官

16° 会計検査院の監督を受ける州及び地方の社会保障関係の組織の部長

17° 地域健康機関<sup>(40)</sup>の部長、副部長及び事務総長

18° 保健公施設法人<sup>(41)</sup>の局長 (directeur régional) 及び部長

19° 県消防救急機関の部長及び副部長

20° 州議会、コルシカ地方公共団体、県議会、人口 20,000 人以上の市町村、人口 20,000 人以上の市町村共同体<sup>(42)</sup>、都市圏共同体<sup>(43)</sup>、大都市共同体<sup>(44)</sup>及びメトロポール<sup>(45)</sup>の局長、副局長、部長、副部長及び課長

21° 合議機関の過半数が 20° に規定する地方公共団体又は地方公共団体の共同体の代表によって構成される公施設法人の局長、副局長及び部長

22° 州議会議長、コルシカ議会議長、コルシカ執行評議会議長、県議会議長、人口 20,000 人以上の市町村の市町村長、人口 20,000 人以上の市町村共同体の長、都市圏共同体の長、大都市共同体の長及びメトロポールの長の官房の職員

LO. 第 133 条 [組織法律第 2011-410 号第 1 条により削除]<sup>(46)</sup>

LO. 第 135-1 条 [組織法律第 2011-410 号第 2 条により改正]

就任から 2 か月以内に、国民議会議員は、

(39) 管理部隊 (formation administrative) は、軍の管理・運営の基本的な構成単位であり、具体的には、陸軍の連隊 (corps de troupe)、海軍の独立部隊 (formation autonome)、空軍基地 (base aérienne) 等がそれにあたる (国防法典 R. 第 3231-10 条)。

(40) 地域健康機関 (agence régionale de santé : ARS) は、行政的公施設法人である (公衆衛生法典 L. 第 1432-1 条)。ARS は、国の医療方針を尊重しながら、各地域の人々の健康及び医療システムの特殊性を考慮に入れ、その地域の医療政策を定め、実施する。また、ARS は、医療機関の権限を集中して保持し、効率の良い一貫性のある医療制度を実現する (L. 第 1431-1 条から L. 第 1431-4 条)。鈴木尊紘「フランス 医療制度の大改革法の制定」『外国の立法』241-2 号, 2009.11, pp.10-11. (<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000014\\_po\\_02410205.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000014_po_02410205.pdf?contentNo=1)>)

(41) 保健公施設法人 (établissement publics de santé) とは、公法上の法人格を有し、国が監督する機関である。その任務は医療や保健に関するものであり、公的医療機関や研究機関等が存在する。

(42) 市町村共同体 (communauté de communes) とは、複数の市町村が共同で事務を行うために設立する行政組織である市町村間協力公施設法人 (établissement public de coopération intercommunale : EPCI) のことである。

(43) 都市圏共同体 (communauté d'agglomération) は、EPCI の一種である。都市圏共同体を設立するためには、域内に飛び地がなく、設立時点において域内人口が 5 万人以上である必要がある (地方公共団体一般法典 L. 第 5216-1 条から L. 第 5216-10 条まで)。

(44) 大都市共同体 (communautés urbaine) は、EPCI の一種である。大都市共同体を設立するためには、域内に飛び地がなく、設立時点において域内人口が 45 万人以上である必要がある (地方公共団体一般法典 L. 第 5215-1 条から L. 第 5215-42 条まで)。

(45) メトロポール (métropole) は、EPCI の一種である。メトロポールを設立するためには、域内に飛び地がなく、設立時点において域内人口が 50 万人以上である必要がある (L. 第 5217-1 条から L. 第 5217-19 条まで)。

(46) LO. 第 133 条は、特定の職にある者が被選挙権を有しないと規定であったが、すでに制度上存在しない職に関する規定が置かれていたため、削除された。改正後は、LO. 第 132 条に同様の規定が置かれている。

(47) 「政治家等の資産の透明性 (transparence financière de la vie politique)」という語は、1988 年 3 月 11 日の法律第 88-227 号の法律名においては「政治活動の資金等の透明性」と訳したが、ここでは、この委員会がもっぱら政治家等の資産を対象としていることを鑑みて、「政治家等の資産の透明性」とし、法律名と訳し分けることとした。

政治家等の資産の透明性に関する委員会<sup>(47)</sup>に、特に特有財産<sup>(48)</sup>の全体及び必要に応じて、[夫婦財産] 共同体の財産<sup>(49)</sup>又は民法第 1538 条<sup>(50)</sup>の規定により不分割とみなされる財産<sup>(51)</sup>に関する資産状況の、名誉にかけて証明された厳格かつ公正な届出を提出しなければならない。無償の譲渡にかかる税<sup>(52)</sup>の場合と同様に、これらの財産は、届出が必要となる事実のあった日において評価する。

国民議会議員は、任期中、必要と判断する度ごとに、資産の重要な修正のすべてを政治家等の資産の透明性に関する委員会に提出する。

前二項の規定による届出は、任期満了の 2 か月前から 1 か月前までの間に、国民議会の解散若しくは死亡以外の理由により国民議会議員の職が終了した場合にあっては職務の終了から 2 か月以内に、政治家等の資産の透明性に関する委員会に提出する。当該国

民議会議員は、その資産の変化に関する意見書を当該届出に添付することができる。

ただし、この条又は政治活動の資金等の透明性に関する 1988 年 3 月 11 日の法律第 88-227 号第 1 条及び第 2 条の規定により資産状況の届出を 6 か月内に作成した者については、新たな届出は必要としない。

国民議会議員が、その資産のうち相当な割合について届出を故意に怠った場合又は当該届出の真正性を損ない、及び政治家等の資産の透明性に関する委員会がその事務を行う機会を妨げる虚偽の評価を提出した者は、30,000 ユーロの罰金に処し、必要に応じて、刑法典 131-26 条<sup>(53)</sup>の規定により公民権を停止し、又は同法典 131-27 条<sup>(54)</sup>の規定により公務の遂行を禁止する。

第 3 項に規定する義務に違反した者は、15,000 ユーロの罰金に処す。

(48) 特有財産 (biens propres) は、夫又は妻がそれぞれ単独で管理及び処分の権限を有する財産である。山口編前掲注(7), p.58.

(49) 共同体 (communauté) は、ここでは婚姻に基づく夫婦の財産共同体を指すが、その共同体の財産である共通財産 (biens communs) に関する共通財産制を指す場合もある。共通財産とは、婚姻中に夫婦が、協同して、又は個別に作った後得財産であって、個人的労働又は各自の特有財産がもたらす収益に基づく貯蓄に由来するものである (民法典第 1401 条)。共通財産は、原則として夫婦のそれぞれが単独で管理することができる (民法典第 1421 条)。伊藤昌司「夫婦財産制論議の行方」『ジュリスト』1019 号, 1993.3, p.56; 山口俊夫『概説フランス法 上』東京大学出版会, 1978, pp.409-410.

(50) 民法典第 1538 条によると、夫婦のどちらも単独の所有権を立証できない財産は、その半分ずつを夫婦のそれぞれの持分とした上で、不分割なものとして夫婦両方に帰属するとみなされる。

(51) 不分割 (indivision) とは、財産の物理的な分割がされずに、複数の者により同一の財産 (例: 共同で取得した不動産) に対して行使される同じ性質の権利 (所有権等) が競合している法的状態を指す。このような状態にある財産を、不分割財産 (biens indivis) と呼ぶ。不分割財産の権利者は、共同不分割権利者 (indivisaire) と呼ばれ、不分割財産に対して各自の持分を有しており、不分割を維持する合意等がない限り、不分割財産の分割を請求することができる。共通財産とは異なり、不分割財産の管理行為等を行うためには、原則として不分割権利者の 3 分の 2 以上の同意が必要であり、場合によっては全員の同意が必要とされる (民法典第 815 条から第 815-18 条)。山口編前掲注(7), p.286; 中村ほか監訳前掲注(29), p.231; 伊藤前掲注(49), p.56.

(52) 無償の譲渡にかかる税 (droit de mutation à titre gratuit) は、相続税と生前贈与にかかる贈与税をあわせたものである (租税一般法典第 1 編第 1 部第 4 章第 1 節第 2 款 VI)。

(53) 刑法典 131-26 条によると、公民権の停止は、選挙権、被選挙権、司法職又は裁判所専門職の職務を遂行する権利、法廷で訴訟当事者の一方を代理し、又は保佐する権利、法廷で証言 (単純な申告を除く) する権利及び後見人又は保佐人になる権利が停止される。停止期間は、重罪 (懲役刑又は禁錮刑に当たる犯罪) の場合は 10 年以下、軽罪 (拘禁刑、罰金等に当たる犯罪) の場合は 5 年以下である。裁判官は、これらの公民権の全部又は一部を停止することができる。届出に関する違反は、軽罪にあたるため、公民権の停止期間は、5 年以下となる。

(54) 刑法典 131-27 条によると、公務の遂行の禁止は、恒久的な禁止又は 5 年以下の一時的な禁止となる。

**LO. 第 135-3 条** [組織法律第 2011-410 号第 3 条により創設]

政治家等の資産の透明性に関する委員会は、国民議会議員に対して、この者が租税一般法典第 170 条から第 175A 条まで<sup>55)</sup>、及び必要に応じて同法典第 885W 条<sup>56)</sup>の規定により署名した届出を提出するよう要求することができる。

第 1 項に規定する届出が 2 か月以内に提出されない場合には、当該委員会は、その届出の写しを税務当局に要求することができる。

**LO. 第 136-1 条** [組織法律第 2011-410 号第 5 条により改正]

選挙に対する不服の訴えの提起に基づき又は L. 第 52-15 条第 3 項<sup>57)</sup>の規定により、憲法院は、選挙運動費用収支報告書を必要に応じて修正した後に、選挙運動費用が限度額を超過していることが明らかとなった候補者に被選挙権を有しない旨を宣告することができる。

同様の提起に基づき、憲法院は、L. 第 52-12 条の規定により、期間内に選挙運動費用収支報告書を提出しなかった候補者に被選挙権を有しない旨を宣告することができる。

憲法院は、同様に、意図的な不正行為又は選挙運動資金に関する規則に対する特に重大な違反があった場合に、選挙運動費用収支報告書の受理が適法に拒否された候補者に被選挙権を有しない旨を宣告する。ただし、被選挙権を有しない旨は、判決日以前に当選した議員の職については効力を有しない。

憲法院は、当選人とされた候補者に対して被選挙権を有しない旨を宣告した場合には、その当選を無効とし、又は当該当選に対する不服の訴えがなくとも、職権により当該候補者に辞職を宣告する。

L. 第 52-15 条の規定にかかわらず、L. 第 52-14 条の規定により設置される委員会が正当な決定をしなかったことを認めた場合には、憲法院は、その決定により、L. 第 52-11-1 条に規定する定率償還の額について定める。

**LO. 第 136-2 条** [組織法律第 2011-410 号第 5 条により創設]

政治家等の資産の透明性に関する委員会は、LO. 第 135-1 条に規定する届出のいずれかを提出しなかった国民議会議員の事案を国民議会の理事部に付託する。

憲法院は、国民議会の理事部からの付託に対して、当該国民議会議員が被選挙権を有しないと認めるときは、併せて、職権により当該議員に辞職を宣告する。

**LO. 第 136-3 条** [組織法律第 2011-410 号第 5 条により創設]

選挙に対する不服の訴えの提起に基づき、憲法院は、投票の真正性を損なう目的又は効果を有する欺罔行為を行った候補者に対し、3 年以下の期間、被選挙権を有しない旨を宣告することができる。

第 1 項に基づき宣告される被選挙権を有しない旨は、すべての選挙について効力を有す

55) 租税一般法典第 170 条から第 175A 条までは、所得税 (impôt sur le revenu) に関する規定である。所得税を課せられる者はすべて、所得税の計算のために必要な所得等に関する届出を提出しなければならない。

56) 租税一般法典第 885W 条は、一定額以上の資産価値を有する資産に対する課税である連帯富裕税 (impôt de solidarité sur la fortune : ISF) に関する規定である。ISF の課税対象者は、毎年、税務当局に提出する ISF に関する届出に署名をすることになっている。

57) L. 第 52-15 条第 3 項に基づき、選挙運動費用収支報告書及び政治資金全国委員会は、選挙運動費用収支報告書が定められた期間内に提出されなかったことを確認した場合、選挙運動費用収支報告書の受理が拒否された場合又は選挙運動費用限度額の超過が明らかとなった場合、当該選挙に係る裁判官に提訴する。

るものとする。ただし、被選挙権を有しない旨は、判決日以前に当選した議員の職については効力を有しない。

憲法院は、当選人とされた候補者に対して被選挙権を有しない旨を宣告した場合には、その当選を無効とし、又は当該当選に対する不服の訴えがなくとも、職権により当該候補者に辞職を宣告する。

#### 第4節 兼職禁止

##### LO. 第 151 条 [組織法律第 2011-410 号第 9 条により改正]

LO. 第 141 条<sup>58)</sup>に規定する兼職禁止の事由のいずれかに該当する国民議会議員は、当選することで兼職禁止の規定に抵触する状態となる選挙の結果の公表日又は当該選挙の不服の訴えに対する判決により当選が確定したことが確認された日から遅くとも 30 日以内に、任意の議員の職を辞職することで兼職禁止の規定に抵触する状態を終了させなければならない。

所定の期限までに [辞職する議員の職の] 選択が行われなかった場合には、最も古い日付で当選とされた地方議員の職が当然に終了する。

これらの選挙が同一の日に確定したもので

ある場合には、この者は、最も人口の少ない選挙区において当選とされた議員の職を当然に辞職するものとする。

国民議会議員選挙の後に兼職禁止の事由が生じた場合には、当選することで兼職禁止の規定に抵触する状態となる選挙の結果の発表日又は当該選挙の不服の訴えに対する判決により当選が確定したことが確認された日から、同様の条件に従い、当選人に選択権が与えられる。

##### LO. 第 151-1 条 [組織法律第 2011-410 号第 9 条により改正]

LO. 第 139 条、LO. 第 140 条及び LO. 第 142 条から LO. 第 148 条<sup>59)</sup>までに規定する兼職禁止の事由に該当する国民議会議員は、就任から、その当選に対する不服の訴えがあった場合にあっては憲法院の判決の日から 30 日以内に、その国民議会議員の職と兼職することができない職又は議員の職を辞するものとする。当該議員は、官職にある場合には、その身分規程で定める特別な身分に就くことを要求することができる。

##### LO. 第 151-2 条 [組織法律第 2011-410 号第 9 条により創設]

LO. 第 151-1 条に規定する期限までに、あ

58) 選挙法典 LO. 第 141 条により、国民議会議員は、州議会議員、コルシカ議会議員、県議会議員、パリ市議会議員又は人口 3,500 人以上の市町村の市町村議会議員のうち 2 つ以上を兼職することはできないと規定されている。つまり、これらの議員職のうち 1 つまでなら国民議会議員と兼職することが許されており、実際に、大半の国民議会議員は、何らかの地方公選職を兼ねている場合が多い。

59) 法案について諮問を受け意見を答申する経済・社会・環境評議会 (Conseil économique, social et environnemental) の評議員 (LO. 第 139 条)、裁判官と検察官を包括する総称である司法官 (magistrat) (LO. 第 140 条)、一部を除く公選によらない公務員の職 (LO. 第 142 条) は、国民議会議員との兼職が禁止されている。また、国民議会議員と、州議会、県議会又は市町村議会の議員を兼ねる者は、地域の利益に関する組織において、その組織が利益の獲得又は配分を目的とせず、それが報酬を受ける職務でない限り、その州、県又は市町村の代表者に指名されることができる。さらに、州議会、県議会又は市町村議会の議員を兼ねていない国民議会議員は、地域の設備開発に関する公的資本と私的資本に基づく公私資本混合会社 (société d'économie mixte : SEM) 又は社会的な目的を有する会社において、それが報酬を受ける職務でない限り、取締役会長 (président du conseil d'administration)、代表取締役 (administrateur délégué) 又は取締役 (membre du conseil d'administration) の職務に就くことができる (LO. 第 148 条)。

らゆる国民議会議員は、たとえ無報酬であっても継続を望む職業活動若しくは公益活動の一覧を記載した届出又は当該活動に従事していないことを証明する届出であって、厳格かつ公正な名誉にかけて証明されたものを国民議会の理事部に提出する。ただし、この届出には、LO. 第 148 条に規定する活動については記載しない。この者は、任期中、同様の形式で、当初の届出を訂正する見込みのある情報を届け出なければならない。

国民議会の理事部は、届出のあった活動について国会議員の職との兼職の可否を審査する。従事している職務又は活動の兼職の可否に対する疑いがある場合には、国民議会の理事部、国璽尚書としての司法大臣<sup>60</sup>又は当該国民議会議員本人が、憲法院に提訴する。

憲法院が当該国民議会議員を兼職禁止の規定に抵触すると判決を下した場合には、当該国民議会議員は、憲法院による当該判決の通知から 30 日以内に、その状態を是正するものとする。

その是正が行われなかった場合には、憲法院は、職権により当該国民議会議員に議員の職の辞職を宣告する。

#### LO. 第 151-3 条 [組織法律第 2011-410 号第 9 条により創設]

LO. 第 149 条<sup>61</sup>若しくは LO. 第 150 条<sup>62</sup>の規定を尊重しなかった、又は LO. 第 151-2 条に規定する届出をしなかった国民議会議員に対して、憲法院は、国民議会の理事部又は国璽尚書としての司法大臣の請求に基づき、職権により辞職を宣告する。

#### LO. 第 151-4 条 [組織法律第 2011-410 号第 9 条により創設]

憲法院により宣告された職権による辞職については、直ちに国民議会議長及び内務大臣に通知する。

当該辞職の事実は、被選挙権の欠格事由にあたらぬ。

#### 第 5 節 立候補の届出

#### L. 第 154 条 [法律第 2011-412 号第 12 条により改正]

候補者は、氏名、性別、生年月日、出生地、住所及び職業を明記して署名した届出をしなければならない。

当該届出には、当該候補者が満 18 歳以上であること及び選挙人の資格を有することを証明することができる書面を添付する。

第 1 回投票については、候補者が L. 第 52-5 条及び L. 第 52-6 条の規定により代理人の届出をしたことを証明することができる書類又は当該届出をしていない場合には、同条 [L. 第 52-5 条及び L. 第 52-6 条] 第 1 項に規定する書類を同様に添付する。

#### LO. 第 160 条 [組織法律第 2011-410 号第 13 条により改正]

被選挙権を有しない者の立候補の登録は、禁止される。当該登録の却下は、適法となる。

候補者又は当該候補者がこの件に関して指名する者は、登録の却下の通知から 24 時間以内に、行政裁判所に対して当該却下について不服の訴えをすることができる。行政裁判

(60) 国璽尚書 (garde des sceaux) は、伝統的に司法大臣 (ministre de la justice) に与えられてきた呼称である。山口編 前掲注(7), p.249.

(61) LO. 第 149 条の規定により、弁護士会に登録されている弁護士である国民議会議員は、特定の事件について、弁護士の職務を行うことを禁止されている。

(62) LO. 第 150 条の規定により、国民議会議員は、金融、工業又は商業を営む企業に関する広告において、その地位を付して氏名を表示させること又は表示を維持することを禁止されている。

所は、提起のあった日から3日以内に判決を下す。行政裁判所の当該判決については、当該選挙に関する提起を受ける憲法院に対してのみ不服の訴えをすることができる。

所定の期限までに行政裁判所が意見を表明しなかった場合には、立候補が登録される。

### 第3章 県議会議員選挙に関する特別規定

#### 第3節 被選挙権及び被選挙権欠格の条件

L. 第197条 [法律第2011-412号第18条により改正]

L. 第118-3条、L. 第118-4条、LO. 第136-1条又はLO. 第136-3条の規定により被選挙権を有しない旨を宣告された者は、立候補できない。

#### 第4の2節 立候補の届出

L. 第210-1条 [法律第2011-412号第12条により改正]

(第1項及び第2項 略)

人口9,000人以上の県議会議員選挙選挙区における第1回投票については、候補者がL. 第52-5条及びL. 第52-6条の規定により代理人の届出をしたことを証明することができる書面、当該届出をしていない場合にあっては同条[L. 第52-5条及びL. 第52-6条]第1項に規定する書面を同様に添付する。

(第4項及び第5項 略)

### 第4章 市町村議会議員及びパリ評議会評議員の選挙に関する特別規定

#### 第1節 すべての市町村に関する共通規定

### 第2款 被選挙権及び被選挙権の欠格事由

L. 第234条 [法律第2011-412号第18条により改正]

L. 第118-3条、L. 第118-4条、LO. 第136-1条又はLO. 第136-3条の規定により被選挙権を有しない旨を宣告された者は、候補者となることできない。

#### 第3節 人口3,500人以上の市町村に関する特別規定

#### 第2款 立候補の届出

L. 第265条 [法律第2011-412号第12条により改正]

(第1項～第7項 略)

人口9,000人以上の市町村における第1回投票については、候補者がL. 第52-5条及びL. 第52-6条の規定により代理人の届出をしたことを証明することができる書面、当該届出をしていない場合にあっては同条[L. 第52-5条及びL. 第52-6条]第1項に規定する書面を同様に添付する。

(第9項～第11項 略)

### 第2編 県の元老院議員選挙

#### 第4章 元老院議員選挙

#### 第2節 被選挙権及び被選挙権の欠格事由

LO. 第296条 [組織法律第2011-410号第1条により改正]

何人も、満24歳<sup>(63)</sup>に満たない場合には、元老院議員に選挙されることができない。

(63) 改正前は、満30歳であった。

その他の被選挙権及び被選挙権の欠格事由については、国民議会議員選挙と同一のものとする。

(第3項 略)

## 第5節 選挙宣伝

L. 第306条 [法律第2011-412号第19条により削除]<sup>64)</sup>

L. 第308-1条 [法律第2011-412号第20条により改正]

第1編第1章第5の2節<sup>65)</sup>は、元老院議員選挙の候補者について、適用するものとする。

元老院議員選挙の選挙運動費用限度額は、候補者1人当たり又は候補者名簿1当たり10,000ユーロとする。当該限度額は、次の額が、加算される。

1° 3人以下の元老院議員を選出する県については、県の住民1人当たり0.05ユーロ

2° 4人以上の元老院議員を選出する県については、県の住民1人当たり0.02ユーロ

3° フランス国外に居住するフランス国民を代表する元老院議員の選挙の候補者については、住民1人当たり0.007ユーロ。考慮される人口は、L. 第330-1条第1項に基づいて定める人口である。選挙人の票を得ることを目的として候補者が支払う正当な根拠を有する交通費は、当該限度額に含めない。

この条に規定する額は、毎年デクレで改定する。この額は、たばこを除く家計消費の額を指標として改定する。

第3編 フランス国外に居住するフランス国民により選挙される国民議会議員に関する特別規定

LO. 第328条 [組織法律第2011-410号第15条により創設]

第1編第2章の組織法律としての効力を有する規定<sup>66)</sup>は、LO. 第132条を除き、フランス国外に居住するフランス国民による国民議会議員選挙に適用するものとする。

LO. 第329条 [組織法律第2011-410号第15条により創設]

外交使節団の長及び在外公館の長は、投票日までの3年間にその職務を行い、又は行っていた管轄区域を含む選挙区において、フランス国外に居住するフランス国民による国民議会議員選挙に立候補することができない。

また、次に掲げる者は、投票日までの1年間にその職務を行い、又は行っていた管轄区域を含むあらゆる選挙区において、選挙されることができない。

1° 外交使節団の副団長及び在外公館の副館長

2° これらの者の下に置かれる軍及び行政庁の派遣団の団長及び副団長

3° 1963年4月24日の領事関係に関するウィーン条約に定める名誉領事官

4° 当該選挙区における指揮権を行使する士官

L. 第330条 [オルドナンス第2009-936号第1条により創設、法律第2011-411号第2条により改正]

この編<sup>67)</sup>の規定は別として、第1編第1章及び第2章<sup>68)</sup>の通常法律としての効力を有する規定<sup>69)</sup>は、第1章第2節<sup>70)</sup>並びにL. 第47条<sup>71)</sup>、L. 第48条<sup>72)</sup>、L. 第51条、L. 第52条<sup>73)</sup>、L. 第53条<sup>74)</sup>及びL. 第85-1条<sup>75)</sup>を除き、フランス国外に居住するフランス国民により選挙される国民議会議員に適用するものとする。

これらの規定をフランス国外に居住するフ

ランス国民による国民議会議員選挙に適用するために、次に掲げるとおりとする。

1° 「選挙人名簿」を「領事選挙人名簿<sup>(67)</sup>」、L. 第 71 条及び L. 第 72 条<sup>(77)</sup>中「市町村」を「領事館管轄区域」と読み替える。

2° 長官及び市町村長に付与される権限のうち、外務大臣、内務大臣、大使又は在外公館の長により行使されるものは、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

#### L. 第 330-1 条 [オルドナンス第 2009-936 号 第 1 条により創設]

この法典に付す表 1 の 3 により区割りされる各選挙区に居住するフランス国民の人口は、毎年 1 月 1 日に算定される。当該人口は、デクレにより認証される。

国立統計経済研究所は、所管省庁に対して、この編の規定の実施、特に、領事選挙人名簿及びフランス国外に居住するフランス国民による共和国大統領選挙の投票に関する 1976

年 1 月 31 日の組織法律第 76-97 号<sup>(78)</sup>により作成する領事選挙人名簿の管理について、技術的協力を提供する。

国立統計経済研究所は、当該名簿への登録を管理する責任を負う。

#### 第 1 款 選挙人名簿

#### L. 第 330-2 条 [オルドナンス第 2009-936 号 第 1 条により創設]

1976 年 1 月 31 日の組織法律第 76-97 号<sup>(79)</sup>により作成される領事選挙人名簿に登録された者は、選挙人となる。

投票を行うことができる者は、選挙区の領事選挙人名簿に正式に登録された選挙人又は司法機関の判決により投票への参加を承認された選挙人である。

#### L. 第 330-3 条 [オルドナンス第 2009-936 号 第 1 条により創設]

(67) 選挙法典第 3 編の LO. 第 328 条から L. 第 330-16 条までを指す。

(68) 選挙法典第 1 編第 1 章及び第 2 章は、L. 第 1 条から L. 第 190 条までを指す。

(69) 通常法律 (loi ordinaire) で定める規定で、法典上で条文番号の前に「L」が付されるもの。

(70) 選挙法典第 1 編第 1 章第 2 節は、L. 第 9 条から L. 第 43 条までを指す。当該規定は、選挙人名簿に関するものである。

(71) 選挙集会を開催する条件に関する規定。

(72) 選挙宣伝に関する規定。

(73) 市町村長が、選挙ポスターの掲示場所の設置を怠った場合は、県の長官がこれを実施するとする規定。

(74) 選挙は、各市町村において実施されるとする規定。

(75) 投票管理会 (commission de contrôle des opérations de vote) の設置に関する規定。当該管理会は、投票や開票の管理を実施するもので、人口 20,000 人以上のすべての市町村に設置される。

(76) 領事選挙人名簿 (liste électorale consulaire) に登録された在外フランス人は、大統領選挙及び国民議会議員選挙の在外投票を行うことができる。領事選挙人名簿に登録されるのは、選挙人の資格を有する者で、その選挙人名簿の対象となる選挙区に居住する在外フランス人であるもの及び領事館が管理する在外フランス人登録簿に登録されているものである。

(77) 選挙法典 L. 第 71 条及び L. 第 72 条は、代理投票に関する規定。選挙日に投票ができない者は、正当な理由がある場合には、請求により、代理人に投票を委任することができる。

(78) 領事選挙人名簿及びフランス国外に居住するフランス国民による共和国大統領選挙の投票に関する 1976 年 1 月 31 日の組織法律第 76-97 号 (Loi organique n° 76-97 du 31 janvier 1976 relative aux listes électorales consulaires et au vote des Français établis hors de France pour l'élection du Président de la république) は、領事選挙人名簿の作成等に関する法律である。

(79) 在外フランス人による大統領選挙に関する法律。Loi organique n° 76-97 du 31 janvier 1976 relative aux listes électorales consulaires et au vote des Français établis hors de France pour l'élection du Président de la république

領事選挙人名簿及びフランス国内の選挙人名簿に登録されている選挙人は、すべて、1976年1月31日の組織法律第76-97号第8条<sup>80)</sup>の規定により、その投票権をフランス国内で行使するか、海外で行使するかを選択する。

L. 第126条2<sup>81)</sup>の規定の適用について、前項に基づきフランス国内で投票することを選択した選挙人は、国民議会議員選挙を行う年の間は、領事選挙人名簿に登録されていないものとみなす。

**L. 第330-4条 [オルドナンス第2009-936号第1条により創設、法律第2011-411号第2条により改正]**

候補者及びその代理人は、大使、在外公館又は外務省に対して、その選挙区の選挙人名簿の閲覧及び写しを要求することができる。正式な代表者の権限を有する者が代表する政党又は政治団体についても、同様とする。

フランス国外に居住するフランス国民により選挙される国民議会議員は、その選挙区の領事選挙人名簿の閲覧及び写しを要求することができる。

選挙人は、すべて、外務省に対して、本人が登録されている領事選挙人名簿又はその副本を受取る代わりに、当該名簿の閲覧及び写

しを要求することができる。

当該名簿に登録されている者の住所又はフランス国籍に関する情報の開示が、地域的な状況により、治安又は本人の安全を害するおそれがある場合には、この条に規定する権利を制限し、又は拒否することができる。

**第2款 立候補の届出**

**L. 第330-5条 [オルドナンス第2009-936号第1条により創設、法律第2011-411号第2条により改正]**

L. 第157条<sup>82)</sup>の規定は別として、次に掲げる規定が適用される。

1° (削除)<sup>83)</sup>

2° 候補者及びその補充候補者<sup>84)</sup>に加えて、特別に委任を受けた候補者の代理人は、立候補の届出をすることができる。

**第3款 選挙運動**

**L. 第330-6条 [オルドナンス第2009-936号第1条により創設、法律第2011-411号第2条により改正]**

大使館及び在外公館の建物その他の建物に開設される投票所の内部に、選挙期間中、候補者の選挙ポスターを掲示する専用の場所を

<sup>80)</sup> 組織法律第76-97号第8条によれば、海外での投票権の行使を選択した場合には、フランス国内の選挙人名簿に、フランス国内での選挙権の行使を選択した場合には、領事選挙人名簿に、その選択について記載される。

<sup>81)</sup> 選挙法典L. 第126条2°によれば、登録された選挙人の数の4分の1以上の票を得ることができなかった者は、第1回投票で当選人とならない。

<sup>82)</sup> 選挙法典L. 第157条は、立候補の届出は、候補者又は補充候補者が自ら行うものとしている。

<sup>83)</sup> 削除される以前の条文は、「立候補の届出は、第1回投票日前第3番目の金曜日までに所管省庁に提出される」であったが、これを削除し、フランス国内と同様に選挙法典L. 第157条が適用される。L. 第157条は、立候補の届出の期限を「第1回投票日前第4番目の金曜日」としている。在外フランス人代表の第1回投票日は、国内よりも1週間早いため、必然的に立候補の届出期限も1週間早まることになる。これにより、在外フランス人代表については、届出から第1回投票までの期間がこれまでよりも長くなった。これは、候補者及び選挙事務の準備期間を十分にとるための改正である。

<sup>84)</sup> 補充候補者 (suppléant) とは、第1に、当選した議員が死亡した場合、第2に、当該議員が兼職禁止の職に就くため議員を辞職する場合、その者に代わり任期終了までその議員の職を務めるためにあらかじめ登録されている者である。

確保する。

これらの各場所において、各候補者に対して均等な面積を割り当てる。

選挙期間中、国は、役務上の必要がない限り、外交、領事、文化及び学校教育に関する建物を選挙集会の開催のためにその使用の申請を行う候補者の用に供する。

L. 第 166 条に規定する委員会<sup>85)</sup>の権限は、1976 年 1 月 31 日の組織法律第 76-97 号第 7 条<sup>86)</sup>に規定する選挙委員会により行使される。

大使館及び在外公館は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める条件に従い、候補者の回状及び投票用紙の選挙人への送付に協力する。大使館及び在外公館は、その建物において、回状及び投票用紙を選挙人に配布する。

L. 第 164 条及び L. 第 165 条<sup>87)</sup>において L. 第 51 条を引用する規定は、この条を引用するものとして解釈する。

#### 第 4 款 選挙運動の資金調達

##### L. 第 330-6-1 条 [法律第 2011-411 号第 2 条により創設]

L. 第 52-4 条の規定は別として、代理人 [選挙資金団体又は会計代理人] は、候補者又はその補充候補者を除き、選挙区内の 1 か国につき 1 人に対して、書面により、その書面に記載する費用の支払いを許可することができる。当該費用は、当該代理人が償還する。当

該許可証は、選挙運動費用収支報告書に添付される。

また、通貨を交換することができない国、フランスへの資金の移転が不可能な国及び選挙運動費用に必要な資金の移転の全部又は一部を妨げる為替管理がある国においては、第 1 項に規定する許可を受けた者は、当該代理人の同意により、選挙のために収集される資金を預託するための特別な口座をその国において開設することができる。支払が許可された費用は、利用可能な資金の限度内でこの特別な口座から支払われる。

当該口座及び記録された出納の証明に関する情報はすべて、選挙運動費用収支報告書に添付するために候補者の当該代理人に送付される。

この条の規定の適用の方式は、必要に応じて、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

##### L. 第 330-7 条 [オルドナンス第 2009-936 号第 1 条により創設]

I. L. 第 52-5 条<sup>88)</sup>の適用については、次に定めるところによる。

1° 選挙資金団体については、警視庁に届け出るものとする。

2° [同条] 第 2 項に規定する単一の口座は、フランスに開設する。

II. L. 第 52-6 条の適用については、次に掲げるとおりとする。

1° 会計代理人は、パリ市庁に届け出る。

(85) 選挙宣伝のための文書類の送付と頒布を実施する委員会、各選挙区に選挙日の 20 日前に設置される。

(86) 領事選挙人名簿を決定する委員会で、コンセイユ・デタ評定官又は元評定官が委員長となり、裁判官や元裁判官で構成される。委員の任期は 5 年。

(87) 選挙法典 L. 第 164 条によれば、選挙運動は投票日の 20 日前から開始される、この日から選挙ポスターの掲示等に関する同法典 L. 第 51 条が適用される。また、同法典 L. 第 165 条によれば、L. 第 51 条に規定する掲示所に掲示できる選挙ポスターの数及び大きさは、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定めることとなっている。

(88) 選挙資金調達のための資金団体の届出等に関する規定であり、資金団体は、資金の管理のために単一の口座を開設しなければならない。

2° 〔同条〕第2項に規定する単一の口座は、フランスに開設する。

3° 〔同条〕最終項〔第8項〕に規定する長官は、パリ市長官とする。

**L. 第 330-8 条** 〔オルドナンス第 2009-936 号 第 1 条により創設〕

L. 第 52-11 条の規定の適用について、選挙運動費用限度額を算定するために考慮される人口は、L. 第 330-1 条第 1 項に基づき定めるものとする。

**L. 第 330-9 条** 〔オルドナンス第 2009-936 号 第 1 条により創設〕

L. 第 52-11 条の規定の適用について、選挙区内において候補者が支払う正当な根拠を有する交通費は、選挙運動費用限度額に含めない。

国は、L. 第 52-11-1 条に規定する定率償還の権利を有する候補者に、この交通費を償還する。当該償還は、地域に応じて所管当局が定める限度額を上限として、定額とする。

**L. 第 330-9-1 条** 〔法律第 2011-411 号 第 2 条により創設〕

L. 第 52-12 条第 2 項の規定は別として、選挙運動費用収支報告書は、選挙が確定した投票日から 15 番目の金曜日の 18 時までに提出しなければならない。

**L. 第 330-10 条** 〔オルドナンス第 2009-936 号 第 1 条により創設、法律第 2011-411 号 第 2

**条により改正〕**

第 1 章第 5 の 2 節<sup>89)</sup>に定めるユーロの額は、その選挙区において流通する 1 又は 2 以上の外貨の交換価値に応じて換算する。L. 第 52-12 条に規定する事務を行うために用いる交換比率は、選挙の 12 か月前の月の初日に有効なものをを用いるものとする。

**第 5 款 投票事務**

**L. 第 330-11 条** 〔オルドナンス第 2009-936 号 第 1 条により創設〕

L. 第 55 条、L. 第 56 条及び L. 第 173 条<sup>90)</sup>の規定は別として、第 1 回投票は、フランス国内における投票日の前の日曜日に行く。

ただし、アメリカ大陸の大使館及び在外公館においては、第 1 回投票は、フランス国内における投票日前第 2 番目の土曜日に行く。

第 2 回投票は、第 1 回投票の 14 日後に行く<sup>91)</sup>。

**L. 第 330-12 条** 〔オルドナンス第 2009-936 号 第 1 条により創設〕

各大使館は、1 の領事館管轄区域を担当し、各在外公館は、投票事務を準備する。

ただし、必要に応じて、デクレで定めるところにより、1 の大使館又は在外公館が 2 以上の領事館管轄区域について投票事務の準備を担当することができる。

**L. 第 330-13 条** 〔オルドナンス第 2009-936 号 第 1 条により創設〕

<sup>89)</sup> 選挙法典第 1 編第 1 章第 5 の 2 節は、「選挙運動費用の調達と上限」であり、L. 第 52-4 条から L. 第 52-18 条までで構成される。

<sup>90)</sup> 選挙法典 L. 第 55 条によれば、選挙は日曜日に実施され、同法典 L. 第 56 条によれば、第 2 回投票は、第 1 回投票の次の日曜日に実施され、同法典 L. 第 173 条によれば、選挙は、選挙人を招集するデクレの公布日から 7 番目の日曜日に実施される。

<sup>91)</sup> 2012 年の国民議会議員選挙の投票は、フランス国内では 6 月 10 日及び 17 日に実施され、アメリカ大陸以外の海外では 6 月 3 日及び 17 日、アメリカ大陸では 6 月 2 日と 16 日に実施された。

選挙人は、前条の規定に基づき開設される投票所で投票を行う。

選挙人は、L. 第 54 条<sup>92)</sup>の規定は別として、封書により、又は投票の秘密及び真正性を尊重することができるハードウェア及びソフトウェアを用いた電子的手段による通信での投票を行うことができる。この条の規定の適用の方式は、必要に応じて、コンセイユ・データの議を経るデクレで定める。

L. 第 73 条<sup>93)</sup>の適用について、代理人が受けることができる委任の数は、3 以下とする。代理人は、第 1 項に規定する条件に従って投票しなければならない。

## 第 6 款 投票の結果集計

### L. 第 330-14 条 [オルドナンス第 2009-936 号 第 1 条により創設]

投票の終了後、その結果は、直ちに関連する外交関係の建物又は領事館に掲示するものとする。

当該結果並びに L. 第 68 条に規定する記録簿 1 部及び各文書<sup>94)</sup>は、1976 年 1 月 31 日の組織法律第 76-97 号第 7 条に規定する選挙委員会に送付するものとする。L. 第 68 条第 1 項及び最終項 [第 3 項] に規定する県庁への送付は、当該委員会への送付とみなす。

### L. 第 330-15 条 [オルドナンス第 2009-936 号

## 第 1 条により創設]

L. 第 175 条<sup>95)</sup>に規定する委員会の権限は、前条に規定する選挙委員会が行使する。

## 第 7 款 刑罰規定

### L. 第 330-16 条 [オルドナンス第 2009-936 号 第 1 条により創設]

フランス国外に居住するフランス国民による国民議会議員選挙の際に、海外で行われた第 1 編第 1 章第 7 節に規定する罪<sup>96)</sup>は、フランス共和国国内で行われたものとして訴追し、及び処罰する。

大使、在外公館の長又は必要に応じて、その代理人は、当該犯罪の事実確認を行うことができる。反証が出るまで証拠となるその調書は、遅滞なく所管の司法機関に送付される。

## 第 4 編 州議会議員及びコルシカ議会議員の選挙

### 第 1 章 州議会議員選挙

#### 第 3 節 被選挙権及び被選挙権欠格

### L. 第 341-1 条<sup>97)</sup> [法律第 2011-412 号第 18 条により改正]

L. 第 118-3 条、L. 第 118-4 条、LO. 第 136-1 条又は LO. 第 136-3 条の規定により被

92) 選挙法典 L. 第 54 条 投票は 1 日間のみ実施される。

93) 選挙法典 L. 第 73 条は、代理投票に関し、1 人の代理人が受けることができる委任の数を 2 つまでとする規定。

94) 選挙法典 L. 第 68 条は、投票録 (procès-verbal des opérations de vote) と投票の欄外署名簿 (liste d'émargement) の県庁への送付について規定する。なお、欄外署名簿とは、選挙人名簿の写しであり、選挙人は、投票が終了したら、正式に投票したことを証明するために、欄外署名簿に署名する。

95) 選挙法典 L. 第 175 条は、デクレで構成及び運営方法を定める委員会が、選挙の集計を県庁所在地で実施すると定める規定。

96) 選挙法典第 1 編第 1 章第 7 節は、L. 第 86 条から L. 第 117-1 条までであり、国民議会議員、県議会議員及び市町村議会議員の選挙に関する刑罰規定である。選挙人名簿への登録の際の虚偽の届出等に対する刑罰が規定されている。

97) 選挙法典 L. 第 341-1 条は、議会議員選挙及びコルシカ議会議員選挙に関する規定。

選挙権を有しない旨を宣告された者は、候補者となることができない。

#### 第5節 立候補の届出

L. 第347条 [法律第2011-412号第12条により改正]

(第1項～第6項 略)

第1回投票については、候補者がL. 第

52-5条及びL. 第52-6条の規定により代理人の届出をしたことを証明する書面又は当該届出をしていない場合には、同条 [L. 第52-5条及びL. 第52-6条] 第1項に規定する書面を同様に添付する。

(第5編～附則 略)

(はっとり ゆうき)

# 政治活動の資金等の透明性に関する 1988 年 3 月 11 日の法律第 88-227 号(抄)

Loi n° 88-227 du 11 mars 1988 relative à la transparence financière de la vie politique

海外立法情報課 服部 有希訳

## 【目次】

第 1 章 政府構成員及び特定の公選による公職にある者の資産の届出に関する規定

第 3 章 政党及び政治団体並びにその資金調達に関する規定<sup>(1)</sup>

第 4 章 諸規定及び経過規定 (省略)

## 第 1 章 政府構成員及び特定の公選による公職にある者の資産の届出に関する規定\*

### 第 2 条 [法律第 2011-412 号第 21 条により改正]<sup>(2)</sup>

I. 欧州議会のフランス代表の議員の職、州議会、県議会<sup>(3)</sup>、マヨット議会若しくはサン＝ピエール・エ・ミクロン議会の議長、コルシカ議会議長、コルシカ執行評議会議長、海外領土議会の議長、県議会議長、海外領土の執行府の互選により選出される長<sup>(4)</sup>、人口 30,000 人以上の市町村の長又は人口 30,000 人以上の課税自主権を付与された市町村共同体の長の職にある者は、就任から

2 か月以内に、この法律第 3 条に規定する委員会<sup>(5)</sup>の委員長に選挙法典 LO. 第 135-1 条に規定する条件に基づいて作成される資産状況の届出を送付する。

州議会議員、コルシカ執行評議会議員、県議会議員、マヨット議会議員、サン＝ピエール・エ・ミクロン議会議員及び人口 100,000 人以上の市町村の助役が、法律に定める条件に基づいて、それぞれ、州議会議長、[コルシカ] 執行評議会議長、県議会議長、マヨット議会議長、サン＝ピエール・エ・ミクロン議会議長又は市町村長からの署名委任<sup>(6)</sup>の受任資格を有する場合には、当該者に対して、同様の義務を課すことができる。

各地方公共団体の行政府は、第 3 条に規定する委員会の委員長に対して、遅滞なく署名委任について通知する。

この条第 1 項及び第 2 項の規定が適用される者それぞれに対して、その議員の職若しくはその職務の正規の終了の日の遅くとも 2 か月以上前に、辞任、罷免若しくは主

以下、注はすべて訳者注である。

\* 法律第 88-227 号のうち、法律第 2011-412 号による改正箇所を中心として、関連する箇所を訳出した。改正箇所には下線を付した。

(1) 第 2 章は、法律に存在しない。

(2) [ ] 内は訳者補記。以下同様。

(3) この部分にある県に関する記述は、法律の原文上にある単純な間違いであり、不要なものである。県議会議長については、同じ文中に別途記載されている。Patrice Gérard, *Sénat Rapport*, N° 311, 2011, p.23.

(4) 例えば、フランス領ポリネシア (Polynésie française) の行政府の長 (président) は、フランス領ポリネシア議会により、その議員の中から秘密選挙により選出される (組織法律第 2004-192 号第 69 条)。

(5) 政治家等の資産の透明性に関する委員会 (Commission pour la transparence financière de la vie politique : CTFVP) を指す。

(6) 署名委任 (délégation de signature) は、行政組織内部において、上位の機関が下位の機関に署名を委任することである。行政行為の真の主体は、委任機関であり、委任機関はいつでも委任を撤回し、自ら署名することができる。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会, 2002, p.150.

宰する議会の解散の場合にあってはその職務の終了後2か月以内に、同様の義務を課す。

ただし、選挙法典 LO. 第 135-1 条、この法律第 1 条又はこの条の規定の適用により資産状況の届出を直近の 6 か月以内に作成した者は、新たな届出は必要としない。

この条の規定の適用について考慮される人口は、市町村議会の改選時に公表される最新の国勢調査の結果によるものとする。

II. I に規定する義務は、次に掲げる組織の会長 (président) 及び執行役 (directeur général) に課すものとする。

1° 法的地位にかかわらず、国が資本の 2 分の 1 以上を直接保有する会社その他の法人

2° 国の商工業的公施設法人<sup>(7)</sup>

3° 法的地位にかかわらず、1° 及び 2° に規定する法人が、直接的又は間接的に、及び単独又は共同で資本の 2 分の 1 以上を保有する会社その他の法人であって、その会長又はその執行役の任命日以前の直近の会計年度末における年間総売上が 1000 万ユーロを超えるもの

4° 会長又は執行役が任命された年の前年の 12 月 31 日に 2,000 戸以上の住宅を含む敷地を管理する建築及び住居法典 L. 第 421-1 条に規定する住宅公社<sup>(8)</sup>

5° 法的地位にかかわらず、1° 及び 3° に規定する法人以外で、その会長又はその執行役の任命日以前の直近の会計年度末における年間総売上が 750,000 ユーロを超える会社その他の法人であって、地方公共団体、その連合体若しくは 1° から 4° までに規定するその他の法人が、直接的又は間接的に、資本の 2 分の 1 以上を保有するもの又は地方公共団体一般法典 L. 第 1525-1 条 1° に規定するもの<sup>(9)</sup>

この条の I に規定する届出は、職務の開始及び終了から 2 か月以内に、第 3 条に規定する委員会に提出しなければならない。この II に規定する者の任命の際には、必要に応じて、前職の終了の際に要求される届出をしたことの証明が必要となる。この II に規定する者の任命は、就任の際の所定の届出が 2 か月の期限を過ぎて提出されていない場合には、無効とみなす。

この法律の適用について、会長及び執行役の職務に相当する職務の一覧は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

第 3 条 [法律第 2011-412 号第 22 条により改正]

(I. 略)

II. (第 1 項及び第 2 項 略)

当該委員会<sup>(10)</sup>は、この法律第 1 条及び第

(7) 公施設法人 (établissement public) とは、公法上の法人格を有する施設又は機関で、公役務 (service public) の管理を行う行政的公施設法人 (établissement public à caractère administratif) と、私企業に近い形で公益性を有する商業的又は工業的な活動を行う商工業的公施設法人 (établissement public à caractère industriel et commercial) の 2 種類が存在する。

(8) 住宅公社 (office public de l'habitat) は、地方の商工業的公施設法人である。社会住宅 (logement social) と称される低所得者向けの住宅の建設、管理、売買等を実施する。また、都市整備活動等も行う (建築及び住居法典 L. 第 421-1 条から L. 第 421-26 条まで)。中村紘一ほか監訳 (Termes juridiques 研究会訳) 『フランス法律用語辞典』三省堂、1996 (原書名: Raymond Guillien et al., *Lexique des termes juridiques*, 1993) p.296.

(9) 地方公共団体一般法典 L. 第 1525-1 条 1° は、公私資本混合会社 (société d'économie mixte: SEM) のうち、1983 年 7 月 8 日以前に設立され、その後、会社の設立目的を変更していないものについて規定している。なお、SEM は、商法に基づき設立される会社で、公的資本と私的資本を集め、多様な活動を行う。同上、p.399.

(10) 政治家等の資産の透明性に関する委員会 (CTFVP) を指す。

2 条に規定する者に対して、この者が租税一般法典第 170 条から第 175A 条<sup>(11)</sup>までの規定により署名した届出及び必要に応じて、同法典第 885W 条<sup>(12)</sup>の規定により署名した届出をするよう要求することができる。

第 3 項に規定する届出が 2 か月以内に提出されない場合には、当該委員会は、その届出の写しを税務当局に要求することができる。

(第 5 項～第 8 項 略)

#### 第 4 条 [法律第 2011-412 号第 23 条により改正]

いかなる方法をもってするかを問わず、この法律第 3 条に規定する報告書<sup>(13)</sup>を除き、選挙法典 LO. 第 135-1 条及びこの法律第 1 条から第 3 条までに規定する届出又は意見書の全部又は一部を公表又は漏洩した場合には、刑法典第 226-1 条<sup>(14)</sup>の刑に処する。

政治家等の資産の透明性に関する委員会<sup>(15)</sup>

が当該事実を知った場合には、その委員長は、大審裁判所検事正<sup>(16)</sup>に対して、その事実に関する意見を遅滞なく提出しなければならない。

#### 第 5-1 条 [法律第 2011-412 号第 24 条により創設]

I. 第 1 条及び第 2 条に規定する者が、その資産のうち相当な割合について届出を故意に怠った場合又は当該届出の真正性を損ない、及び政治家等の資産の透明性に関する委員会がその事務を行う機会を妨げる虚偽の評価を提出した者は、30,000 ユーロの罰金に処し、必要に応じて、刑法典 131-26 条<sup>(17)</sup>の規定により公民権を停止し、又は同法典 131-27 条<sup>(18)</sup>の規定により公務の遂行を禁止する。

II. 第 2 条 I 第 4 項に規定する義務に違反した者は、15,000 ユーロの罰金に処す。

- 
- (11) 租税一般法典第 170 条から第 175A 条までは、所得税 (impôt sur le revenu) に関する規定である。所得税を課せられる者はすべて、所得税の計算のために必要な所得等に関する届出を提出しなければならない。
- (12) 租税一般法典第 885W 条は、一定額以上の資産価値を有する資産に対する課税である連帯富裕税 (impôt de solidarité sur la fortune : ISF) に関する規定である。ISF の課税対象者は、毎年、税務当局に提出する ISF に関する届出に署名することになっている。
- (13) 政治家等の資産の透明性に関する委員会 (CTFVP) が公表する活動報告を指す。なお、「政治家等の資産の透明性 (transparence financière de la vie politique)」という語は、1988 年 3 月 11 日の法律第 88-227 号の法律名においては「政治活動の資金等の透明性」と訳したが、ここでは、この委員会がもっぱら政治家等の資産を対象としていることを鑑みて、「政治家等の資産の透明性」とし、法律名と訳し分けることとした。
- (14) 刑法典第 226-1 条は、他者の私生活の内面 (intimité de la vie privée) を侵害した者は、45,000 ユーロの罰金に処すと規定している。なお、「私生活の内面」とは、プライバシーに相当する概念とされている。砂押以久子「職場のサイバー・サーベイランスと労働者のプライバシー保護—フランスの法と現状を中心に」『立教法学』65 号, 2004, p.328.
- (15) 前掲注(13)参照。
- (16) 大審裁判所検事正とは、第 1 審普通裁判所である大審裁判所に 1 名ずつ配置される検事局の代表者である。山口編 前掲注(6), p.461.
- (17) 刑法典 131-26 条によると、公民権の停止は、選挙権、被選挙権、司法職又は裁判所専門職の職務を遂行する権利、法廷で訴訟当事者の一方を代理し、又は保佐する権利、法廷で証言 (単純な申告を除く) する権利及び後見人又は保佐人になる権利が停止される。停止期間は、重罪 (懲役刑又は禁錮刑に当たる犯罪) の場合は 10 年以下、軽罪 (拘禁刑、罰金等に当たる犯罪) の場合は 5 年以下である。裁判官は、これらの公民権の全部又は一部を停止することができる。届出に関する違反は、軽罪にあたるため、公民権の停止期間は、5 年以下となる。
- (18) 刑法典 131-27 条によると、公務の遂行の禁止は、恒久的な禁止又は 5 年以下の一時的な禁止となる。

第3章 政党及び政治団体並びにその資金調達に関する規定

第11-4条 [法律第2011-412号第26条により改正]

(第1項～第6項 略)

この条に規定する額<sup>(19)</sup>は、デクレにより毎年改定する。この額は、たばこを除く家計消費の額を指標として改定する。

(第4章 略)

(はっとり ゆうき)

---

(19) 政党への寄付金の限度額を指す。

## 『外国の立法』 正誤表

『外国の立法』254号(2012年12月)「フランスの選挙制度及び政治家等の資産公開制度の改革」中「選挙法典(抄)」p.62の脚注(64)～(66)が抜けておりました。当該の注は以下のとおりです。

みなさまに大変御迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

p.62

- (64) 選挙法典 L.第 306 条は、元老院議員選挙の選挙集会は、投票日の 6 週間前から開催することができるとする規定であった。
- (65) 選挙法典第 1 編第 1 章第 5 の 2 節「選挙運動費用の資金調達及び限度額」は、L.第 52-4 条から L.第 52-18 条までである。
- (66) 組織法律で定める規定で、法典上で条文番号の前に「LO」が付されるもの。